

平成24年山形村議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成24年3月5日（月曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

村長招集あいさつ

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成24年3月5日

（11日間）

至 平成24年3月15日

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針演説

日程第 6 請願・陳情の委員会付託

日程第 7 報告第 1号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 8 発議第 1号

日程第 9 議案第 1号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 10 諮問第 1号

日程第 11 同意第 1号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 12 議案第 2号

日程第 13 議案第 3号

日程第 14 議案第 4号

日程第 15 議案第 5号

日程第 16 議案第 6号

日程第 17 議案第 7号

- 日程第 1 8 議案第 8 号
日程第 1 9 議案第 9 号
日程第 2 0 議案第 1 0 号
日程第 2 1 議案第 1 1 号
日程第 2 2 議案第 1 2 号
日程第 2 3 議案第 1 3 号
日程第 2 4 議案第 1 4 号
日程第 2 5 議案第 1 5 号
日程第 2 6 議案第 1 6 号
日程第 2 7 議案第 1 7 号
日程第 2 8 議案第 1 8 号
日程第 2 9 議案第 1 9 号
日程第 3 0 議案第 2 0 号
日程第 3 1 議案第 2 1 号
日程第 3 2 議案第 2 2 号
日程第 3 3 議案第 2 3 号
日程第 3 4 議案第 2 4 号
日程第 3 5 議案第 2 5 号
日程第 3 6 議案第 2 6 号
日程第 3 7 議案第 2 7 号
日程第 3 8 議案第 2 8 号
日程第 3 9 議案第 2 9 号
日程第 4 0 議案第 3 0 号
日程第 4 1 議案第 3 1 号
日程第 4 2 議案の委員会付託について

出席議員（ 1 2 名 ）

1 番 大 池 俊 子 君

3 番 小 林 武 司 君

6 番 宮 澤 敏 君

2 番 三 澤 一 男 君

5 番 上 條 光 明 君

7 番 竹 野 園 麿 君

8番 柴 橋 潔 君
10番 上 条 浩 堂 君
12番 大 月 民 夫 君

9番 中 村 弘 君
11番 竹 野 入 恒 夫 君
13番 神 通 川 清 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 清 沢 實 視君

副 村 長 百 瀬 泰 久君

教 育 長 本 庄 利 昭君

総務課長 笹 野 初 雄君

住民税務課長 青 沼 永 二君

保育園長 山 口 隆 也君

会計管理者 野 口 英 明君

保健福祉課長 小 野 勝 憲君

農林建設課長 中 村 俊 春君

教育次長 根 橋 範 男君

総務課
査 査 役 住 吉 誠君

事務局職員出席者

事務局長 小 口 正君

書 記 藤 沢 ゆ き み君

開会の宣告

議長（神通川清一君） おはようございます。

これより平成24年第1回山形村議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

村長招集あいさつ

議長（神通川清一君） 村長より招集のあいさつをお願いします。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 皆さん、おはようございます。平成24年3月定例議会開会にあたりまして、招集のごあいさつを申し上げます。本日ここに平成24年第1回村議会定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆さまには何かとご多用中にもかかわらず、全員ご出席賜りましてありがとうございます。

今定例議会は、平成24年度当初予算を審議いただくなど、最も重要な議会でございます。提出をいたします諸議案は、平成24年度予算7件、及び平成23年度補正予算6件のほかに、一部条例改正11件、条例制定3件、村道路線の廃止と認定2件、工事変更請負契約の締結1件、町村交通災害共済事務組合の規約変更1件、さらには、損害賠償金額の専決処分の報告1件、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問1件、固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意1件など、合わせまして34件となっております。

申し上げるまでもなく、新年度予算は村民生活において、特に重大な関連があり、かつその内容も多種多様にわたり膨大なものでありますが、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

季節は今、早春とは申しながら、朝晩の冷え込みは厳しいものがございます。議員の皆さま方におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、今議会審議ご精励くださいますようお願い申し上げます。招集のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

開議宣告

議長（神通川清一君） それでは、全員が出席で定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

議事日程の報告

議長（神通川清一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

議長（神通川清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、10番・上条浩堂議員、11番・竹野入恒夫議員を指名します。

会期の決定

議長（神通川清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2月1日及び2月23日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から3月15日までの11日間にすべきものと決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「意義なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（神通川清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告及び議員の派遣結果報告につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですのでご了承ください。

例月出納検査結果以下の報告につきましては、議会事務局から報告させます。
藤沢書記。

(事務局書記朗読)

行政報告

議長(神通川清一君) 日程第4、行政報告を行います。

村長より報告願います。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) それでは、行政報告を申し上げます。

まず第18回松本広域圏消防防災関係機関連絡会についてご報告を申し上げたいと思います。

去る1月27日、松本市内におきまして、松本広域圏消防防災関係機関連絡会が開催されまして、本村から中村消防団長と私が出席させていただきました。当日は、警察署、消防署、自衛隊等の8団体の代表が一堂に会しまして、有事の際、的確な情報提供をお互いに行うことなどを話し合ったわけでございます。

また、この会議では、東日本大震災や松本震災の活動をそれぞれ関係機関より報告されまして、お互いに災害に対する意識を高めたところでございます。

松本市は、昨年6月30日に起きました松本震災での行政機関の対応についてご報告がありました。市はこのことを教訓として、地域防災計画の見直しを早急に行い、その対策について詳細な説明がございました。もし災害が起きたとき、地元消防団と消防局の連携や警察との通報の重要性について、この点につきましても確認したわけでございます。

なお、長野県がこのたび信州大学附属病院に配備いたしましたドクターヘリの実績報告もございました。本村までの到着時間は7分以内と報告がありまして、大変心強く思った次第であります。

次に行政報告、2つ目でございます。長野県町村会第14回定例総会の報告について申し上げたいと思います。

去る2月16日午前10時半より長野市自治会館におきまして、恒例の平成24年度第1回長野県町村会定例総会が開催されました。これは24年の第1回でございます。

すが、この回は開始されてからということで14回という言い方もされております。この日は58町村中、出席の町村は53でございました。

議事に入る前に、これも恒例となっておりますが、全国町村会自治功労者の表彰式が行われまして、町村職5期で退任されました根羽村村長並びに3期以上の町村長3名、計4名の町村長に表彰式が渡されたところでございます。

議事では平成23年度の一般会計補正予算、第1号並びに災害共済支部会計と職員生活協同組合長野支部の支部会がございまして、その会計のそれぞれの補正予算第1号が提出されまして、審議の結果、全会一致で可決されたわけでございます。

また、平成24年度に向けての一般会計予算並びに事業計画、そして災害共済、生活協同組合支部会計予算につきましても、それぞれ可決されたところでございます。

また、長野県町村会が23年度に、国、県に対しまして提案、要望いたしました。その後の回答結果がありまして、その結果につきまして事務局より報告がございました。ご存じの方も多いと思いますが、本県の川上村の村長、藤原忠彦村長が全国町村会の会長職におられまして、そんなこともあったことからか、今回、国、県ともに大変誠意のある回答が多く見られまして、成果の結果があったように思った次第でございます。

なお、議事終了後、元朝日新聞編集委員の村田泰夫氏のご講演がございまして、農山村とTPPの関連についてお話がございました。その中ではEPAとTPPの関連や、TPPの参加までにはまだまだ高いハードルがあることや、また、TPP交渉の21の対象分野についても詳しい説明がございまして、大変深みのある有意義な講演会であったように思ったわけでございます。

次に、行政報告3番目の工事の発注状況につきましては、お手元に配付してございます工事発注状況書をご覧いただきまして報告にかえさせていただきたいと思っております。

以上、行政報告を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

施政方針演説

議長（神通川清一君） 日程第5、施政方針演説を行います。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 本日ここに、平成24年第1回山形村議会定例会開会するにあ

たりまして、新年度に臨む私の所信の一端と施策の要旨を申し上げ、議員の皆さま、並びに村民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと思います。

私が再び村政のかじ取り役を担わせていただくことになってから、早くも3年の歳月が過ぎ去りました。この間、懸案事項の解決に取り組むとともに、心の通う、活力ある村づくりを目指し、未来を見据えた地域づくりを進めてまいりました。とりわけ新年度はこの集大成として、皆さま方のご意見を真摯に受け止めながら山積した諸課題の解決に全身全霊を傾注してまいり所存でございます。

さて、去年は東日本大震災や台風、そしてゲリラ豪雨など、日本列島各地で自然災害が相次ぎ、甚大な被害を被りました。そして多くの尊い命が失われました。先の大戦から驚異的な復興をなしたように、「がんばろう！日本」を合い言葉に、日本人の英知と力の結集で、一日も早い復興を願うところでございます。

今、被災地の東北地方は、復旧・復興に向けて歩み出しておりますが、膨大な瓦れきの処理や原発事故による放射能汚染対策などに苦慮しております。加えて賠償問題など、課題は山積しております。

このように日本再生への対応が迫られている中、欧州、EUの債務問題の影響等により円高進行の長期化が予想されております。世界に誇るわが国の家電メーカーの多くが多額の赤字決算を出すなど不況の深刻化が、国内経済を初め、国民生活にも閉塞感を漂わせております。

さて、国の平成24年度予算の地方財政につきましては、地方の一般財源の総額59.6兆円を確保することが確実視され、前年度とほぼ同水準額となりました。そして、注目される新年度一般会計予算における地方交付税の総額は、前年度より約0.1兆円増額の17.5兆円となっております。地方交付税の増額確保は今回で5年連続のようでございます。地方自治体が自主的、主体的な地域づくりを推進していくために、まず財政基盤の強化が不可欠であり、地方交付税はその重要な財源となるわけであります。

本村の財政につきましては、歳入の根幹をなす村税は、不況の影響もあり、伸び悩んでおります。平成22年度決算では、21年度対比3,445万円減収となっております。そのほかの収入につきましても、伸びはあまり期待できず、歳入の確保に苦慮しているところでございます。

一方、歳出では、障害者自立支援、児童福祉、後期高齢者及び介護などの社会保障関係経費が引き続き増え続けております。

継続事業である山形保育園と消防分団詰所の建設費のほか、公共施設等の整備・維

持、防災対策、環境問題、省エネルギーへの対応など、必要不可欠な施策が山積しておるところでございます。これらの施策の展開には多額な資金需要が見込まれております。

住民生活に密着した基礎的自治体である本村が幸せ度を高めるためにも自己決定、自己責任のもと、住民ニーズを見極め、選択と集中を基本とし、各施策を計画的かつ着実に実行し、質の高い行政サービスの遂行に努めてまいりたいと思います。

次に、新年度の一般会計当初予算案の要旨を申し上げます。

総額は37億円と、前年度に比較いたしまして1.3%、4,800万円の伸びとなっております。歳出のうち前年対比で増額となっているのは、消防費が36.6%、5,798万8,000円、民生費が8.1%、1億2,250万1,000円、農林水産費が6.5%、577万9,000円と、それぞれ事業の拡充等に伴うものでございます。

また歳入のうち村税は、1.8%増の8億7,801万3,000円、地方交付税0.8%増の12億3,000万円を見込みました。ハード事業に伴うための繰入金は、前年対比1億4,961万3,000円、38.3%増の5億4,051万6,000円とし、村債は5%減の3億8,000万円といたしました。

さて次に、新年度に向けて主な施策について申し上げます。子育て支援と観光づくり、安全安心と環境保全、保健と福祉の充実、産業の活性化、男女共同参画社会の推進、以上五本柱は私の公約でもありますし、重要施策遂行の集大成として果敢に取り組んでまいりたいと思います。

まず、子育て支援と環境づくりについて申し上げます。来る4月より、役場の組織編成に伴いまして、子育て支援課を新たに設置いたします。この子育て支援課には、保育園と児童館、ふれあいの館、それに住民のニーズに応えるために子育て相談窓口を一本化する予定でございます。また、新園舎敷地内に建設予定の子育て支援センター準備室も課内に置く計画でございます。子育て支援センター建設事業につきましても、さらに議論を深めた上で、平成24年度内には基本設計を策定し、遅くとも25年度建設完成に向けて準備を進めてまいりたいと思います。

また、前年度より新たに中学生まで医療費無料化を実施しておりますが、これは少子化対策としてだけでなく、保護者の負担を軽減するために新年度も継続してまいりたいと思います。そのほか、子どものための手当支給事業や予防接種事業、乳幼児健診事業、妊産婦健診事業、妊産婦健診県外受診補助事業等も推進してまいりたいと思っております。

また、新園舎建設事業は、この地方、6年ぶりの寒波の影響により、作業工程の遅れが心配されたわけですが、予定どおり順調に工事が進められております。次に、安心安全の環境保全について申し上げたいと思います。昨年の未曾有の大震災や、原発事故等を教訓として、新年度はさらに防災対策事業の推進に努めてまいりたいと思います。

継続事業といたしましては、地域の防災拠点施設である、消防分団の詰め所の建設を新年度以降、小坂、上竹田、それから下竹田分団詰所を順次行っていく予定でございます。また、新年度は放射能汚染対策も含めまして、本村の防災計画の見直しを新たに行うため、地域防災計画見直し事業として予算計上をいたしました。

また、緊急時に支援が必要な独居高齢者や障害のある方などの情報を把握し、避難を援護する地域支援マップの策定に向けて現在進められております。なお、個人情報保護の観点から遅れていました懸案事項のこの支援マップを活用して、山形村地震総合防災訓練、現在9月2日が予定となっておりますが、この折にこれを少しでも中に入れて実施したいと思っております。

続きまして、環境保全につきまして申し上げたいと思います。本村の最終処分場サンクスBBの延命化推進のため、新年度より処理灰も焼却灰と同じくリサイクル化いたしまして取り組んでまいりたいというように思っております。

本村からは松本市島内地区にあるクリーンセンターへ搬入される家庭ごみの量は、年間約2,200トンでございます。これは業務系の家庭ごみも含まれております。このごみ焼却によって出る灰につきましては、この灰の14%の内訳、焼却灰約9%と、処理灰、これは飛灰とも申しておりますが、約5%となっております。

本村は、最終処分場サンクスBBの延命化推進のため、平成23年度より焼却灰の全量を人工砂化にしておりますが、新年度より処理灰、飛灰ともいいますが、約70トンのリサイクル化に努めてまいりたいと思っております。なお、焼却時の余熱を利用しての温水プール、ご存じのラーラ松本でございますが、この運営や火力発電として、電力会社への売電事業も行っておりでございます。

次に、保健と福祉の充実について申し上げたいと思います。近年、社会環境の変動は著しいものがございまして、法制度を含めて大きな変革期を迎えております。特に、高齢社会の進行に伴い、障害の重度化、重複化等、新たな課題も生じまして、その対策には急務となっておりますのでございます。

現在、本村の高齢者は、元気な方が多い状況にございますが、同時に介護を必要と

する方も年々増加傾向にあるようでございます。これからは、いつまでも健康であり続けるための健康づくりや生きがいが重要であると考えております。

本村の社会福祉総務費では、福祉バスの運行や障害者自立支援事業、心身障害者介護慰労金支給事業のほかに、新年度より成年後見制度支援事業の補助金を新たに予算計上してございます。また、老人福祉費としまして、軽度生きがい支援事業や老人保護措置事業や、さらには介護保険利用者負担軽減事業など、前年度に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

保健衛生総務費につきましては、健康づくり推進事業や自殺対策事業や輪番制病院運営事業を前年度に引き続いて進めてまいりたいと思います。なお、予防費では、集団検診及びがん検診事業、そして高齢者人間ドック事業も引き続き取り組んでまいりたいと思います。

また、昨年8月1日より運行開始をいたしました、西部地域コミュニティバス運行事業への負担金及び補助金も予算計上をしてございます。

次に、産業の活性化について申し上げたいと思います。本村の基本産業である農業は、先人たちのご尽力によって素晴らしい農業基盤が築かれてきました。しかし、昨年末、環太平洋経済連携協定(TPP)参加問題が再浮上いたしまして、日本の農業、農家にとって大きな課題を抱えることとなりました。報道によれば、先月2月8日に政府は交渉参加に向けてアメリカと初めて事前協議を行い、米を含む全品目を自由交渉の対象とする考えを表明したところでございます。

TPPへの参加は、農業を壊滅させてしまうだけではなく、地域経済や医療福祉の分野にも多大な影響を与えることは明らかでございます。農業は農産物の生産だけではなく、日本の原風景であり、先人が築き上げてきたかけがえのない財産であります。農業を守るためにも、政府の対応を注視し、十分な情報開示を求めるとともに、的確な対応を行っていかねばならないと思っております。

さて、農業総務費といたしまして、農業振興地域総合見直し事業や農業振興費として観光農業振興委託事業、そして地域流動化促進費としまして、地域農業マスタープランの策定事業などにも新年度は取り組んでまいりたいというように思っております。

また、商工業振興費として、住宅リフォーム補助制度を新設いたしまして、住宅改修事業に対する支援と、経済活性化施策に努めてまいりたいと思います。

なお、林業振興費といたしまして、唐沢地区搬出間伐等による森林整備事業を新年度は搬出間伐23ヘクタール、切り捨て間伐15ヘクタール、計38ヘクタールとし、

作業度を現在1.1キロまでできておりますが、さらに2キロメートル延長する予定であります。

そのほか、観光費といたしましては、観光宣伝による村のPR推進や村の特産品開発支援を行ってまいりたいと思います。ゆるキャラ「やまっち」の人気度も村内外から高い評価を得ておりまして、観光協会の活躍を期待しているところでございます。

最後になりますが、男女共同参画社会の推進でございます。村では第2次山形村共同参画計画、これは平成21年から24年度、新年度がとりあえず最終年度となるわけでございますが、これを策定いたしまして、御存じのとおり、各ご家庭にダイジェスト版を配布させていただきました。最近、女性の社会進出が目覚ましいものがございますが、さらに女性が社会参加しやすい環境づくりを推進してまいりたいと思います。

当村におきましては、開村以来初めての女性区長さんが誕生いたしました。県の統計資料によりますと、地方自治体の審議会や委員会への女性登用率は、24%台にとどまっているようでございますが、本村では各種委員会や審議会への女性登用状況は、委員等総数598名中、女性は221名となっております。登用率36.9%と、前年度対比微増となっております。今後も登用率40%を目指し、努めてまいりたいと思います。

さて、平成24年も3月に入りました。景気の足踏み状態が続く中、地域経済や雇用情勢は依然として厳しく、先行き不透明な感は一層深刻になっております。さらに、政局も第4次補正予算が可決されたものの、24年度予算にあたりましては、3年連続で国債発行額が税収を上回るなど、厳しい国の財政運営がかいま見られます。

私は、国や県の動向を注視しながら、さらに地域発展のために判断力、決断力、スピード感をもって邁進してまいり所存でございます。議員の皆さま、そして村民の皆さま方には、今後ともご支援、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上、24年度に向けての所信の一端を申し上げましたが、詳細につきましては、今回提案いたしました諸議案の中で担当職員より説明させたいと思います。よろしくお願いたします。

以上であります。

請願・陳情の委員会付託

議長（神通川清一君） 日程第6、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに議会に提出されました請願・陳情は、陳情7件であります。書記をして陳情の件名を朗読いたします。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

議長（神通川清一君） 本日提案されました陳情7件については、会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり所管の常任委員会に付託し審査願うことにいたします。

報告第1号

議長（神通川清一君） 日程第7、報告第1号「村の義務に属する和解及び損害賠償金額の専決処分について」議題とします。

村長より報告を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、報告第1号、「村の義務に属する和解及び損害賠償金額の専決処分について」ご説明申し上げたいと思います。

去る1月22日、村道北34号線で発生いたしました車両事故につきまして、当事者と和解が成立し、損害賠償金額が確定いたしました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告をするものでございます。詳細は中村農林建設課長より補足説明をさせます。よろしくお願いたします。

議長（神通川清一君） 村長の説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） それでは、報告第1号「村の義務に属する和解及び損害賠償金額の専決処分について」若干補足説明を申し上げます。

事故の概要でございますが、村道北34号線、この線は下竹田区上手村地籍を東西に走る道路でございます。この34号線と、もう一方の村道が交わる交差点沿いに当事者の方が住んでおられました。

1月22日の夜、午後8時ごろですね。車でこの交差点を左折しようとしたところ、道路を横断しておりましたグレーチングが外れてしまっていたため、車両後部の左車輪を側溝に落としました。これによりまして、左タイヤが損傷いたしました。それとともに、このはずみによりまして、当事者の方の家のブロック塀の基礎の部分に、やはり車両の左後部のドア下部分が当たってしまった事故でございます。

車両の修理費用につきましては、村側の過失割合100%ということで、全額村負担で示談が成立をいたしましたところでございます。なお、この修理費用、全額につきましては、全国町村会総合賠償保険で対応することといたしました。

以上、補足説明申し上げました。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（神通川清一君） それでは、報告第1号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） この件は、どうしてそのグレーチングが外れてしまったかが問題になると思うのですが、その辺のことは追求してあるわけでしょうか。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） グレーチングが外れてしまった件でございますが、実は、1月20日、大雪が降りまして、そこを除雪したわけでございますが、そのときに業者さんが、その除雪によりましてグレーチングが外れてしまったことを言いました。業者さんは、グレーチングをその後すぐかけたということですが、その後どうして外れたのか、ちょっとそこは不明なのですが、いずれにしても、何らかの理由で外れてしまっていたため、それと、当事者の方も、夜だったものですから、外れていたということを確認できなかったということでございます。

外れてしまった原因というのは、はっきり、今の段階では事情はわからないわけでございますが、いずれにしても当事者の方にも責任ございませんし、村でもいちいち除雪した後、すべてを見回るわけにはまいりませんので、今回たまたま外れてしまったところへタイヤを落としてしまったということでございます。状況としては以上です。

議長（神通川清一君） 竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） あれですかね、横断溝のグレーチングというのは、ほとんどの場合、工具を持ってこないと外れないような方式になっているところが多いと思うのですが、これはそんなふうになっていなかったということですか。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） グレーチングの古いものは、とめ金がついていません。ただ、グレーチングの、ここでいろいろ言ってもあれなのですが、とめ金のついてるのは、葉っぱが詰まった場合は、なかなかすぐ対処ができないということもございまして、そういったとめ金がないのは何かものが詰まればすぐ上げられて処理もできるということですが、ちょっとその止めをしていないのがどのくらいの箇所までは把握はしていませんが、特に通行量が多いようなところは外れて、そういった事故の危険性もありますので、現在、通行量の多いところはとめているのが現状でございます。通行量の少ないところは、それと昔やったところは、今言ったように、とめていないところもあるという状況でございます。

以上です。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

以上で報告第1号は終了いたします。

発議第1号

議長（神通川清一君） 日程第8、発議第1号「山形村村議会委員会条例の一部を改正する条例について」議題とします。

提出議員から提案説明を求めます。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） それでは、発議第1号「山形村議会委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

発議第1号「山形村議会委員会条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明をいたします。新旧対照表をご覧いただきたいと思います。役場の組織の見直しによる課設置条例の改正に伴い、委員会条例第2条について、各常任委員会の名称の変更と、所管する課等を変更するものであります。過日の議会運営委員会、それから全員協議会において協議していただいておりますが、なおご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（神通川清一君） 提出議員の提案説明が終了しました。これより、発議第1号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論、採決を行います。

お諮りします。

本案は討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。本案を原案どおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立全員）

議長（神通川清一君） 起立全員であります。よって、発議第1号「山形村議会委員会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議案第1号

議長（神通川清一君） 日程第9、議案第1号「山形保育園等建設工事の変更請負契約の締結について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、議案第1号「山形保育園等建設工事の変更請負契約の締結について」、提案説明をしたいと思います。

平成23年7月8日付で建設工事請負契約を締結いたしました、山形保育園等建設工事の変更については、請負代金1,499万6,700円を増額しようとするもので、変更後の契約金額は8億5,223万8,350円となります。

その変更内容でございますが、杭工事、既存保育園プール下の擁壁解体工事、土工事、村道北42号線擁壁工事、遊戯室外部の土中配管工事等を増加いたしまして、電話設備工事を減少させるものでございます。

平成24年2月24日に請負者であります株式会社アスピーアと変更請負仮契約を締

結しましたので、本契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規程によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終了しました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 「保育園等建設工事の変更契約の締結について」ということで、変更請負仮契約書をご覧ください。

工事名が山形保育園等建設工事、工事場所は山形村下大池ということで、変更請負代金の増加額が1,499万6,700円ということで、内消費税および地方消費税の額が71万4,128円ということです。

5の変更契約保証金ですが、免除ということにしてあります。これにつきましては、県の基準が30%以上の変更については保証金が発生するのですが、それにならいついて、30%以下でありますので免除ということになります。

これにつきましては、公共工事の前払い金の関係でして、地方公共団体、国等が公共工事を発注する際、請負者の工事代金の一部を前払いでお支払いするのですが、それについて保証事業会社が発注機関に対して保証しようとするもので、東日本建設業保証株式会社というところがその保証に当たるわけです。ということで、県の基準に従いまして、免除ということになっております。

2月24日に仮契約書を締結いたしまして、議会で議決されますと本契約になっていくという内容になります。

以上です。

議長（神通川清一君） それでは、議案第1号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 先日、伝票でこの積算というか、1枚の項目別の明細があったのですが、その中で大きな部分として「搬出土二千八百数十立米」ということがありましたが。これは当初の設計の中ではゼロということで、それで2,830ですか、そのぐらいに増えたということですが。これがちょっとよくわからないけれども、当初ゼロだったのがそれだけ増えた。

この土は、いわゆる遊戯室の下が主だというふうに聞いていますが、これを立体にしたらどのぐらいなのか。縦掛ける横掛ける深さという、その数字をちょっと教えていただきたいということ。

それから、埋め戻しのためにそれが使えないということで、本来であったらそれを全部使うということですね。埋め戻しのために1,130立米ですか。採石を使うということ、じゃりを使うということですが、本来、当初予算というか見積もりの中で、二千八百何十立米を埋め戻しにそっくり使うということ、つまり搬出ゼロということであったのなら、それをそっくり出してしまうのだから、埋め戻しのために1,130とかいうのではまるで少ないのだけれども、なぜか。ちょっと腑に落ちないので、そこを説明いただきたいと思います。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 前にも説明しましたが、結局、設計当初の予測よりも土質が悪かったということです。遊戯室のところもそうですが、今の園舎の部分についても土質が悪いということで、それを搬出に回したということになります。ということは、埋め戻しますと、やはり安定しないという土質で、埋め戻した後にコンクリートを打ったりすると、沈むなどしてしまいます。そういうことで、その土（ど）を全部出して。

あと採石と、埋め戻し土も1,498立米ありますので、採石の部分と、それから従来そこで埋め戻しに使う土1,498立米を足しますと、956立米というのに下がります。その部分については、表土をはいだときに、草の根や木の根を含んだ土を搬出したということになります。そうしますと当初の3,576立米に合ってくるということです。

それから、2,853立米ですが、1メートルの高さでいきますと2,853平米ということになります。1掛ける1掛ける2,853平米です。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、よろしいですか。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） まだちょっと腑に落ちないけれども。遊戯室の所は、実際、どのぐらいなのか。それはわかりますよ。1メートルの深さで二千八百何メートルといえば、それは全くそのとおりだけれども。

もっとそこを、遊戯室の下、あそこのあれはもともとが池だったということはだれ

でも知っているのです。我々が子どもころは、あそこでずっと遊んでいたから。あその土はだめだということは、もともとわかっていたのでね。

あそこに限って言ったら、どのぐらいだめなのかということをお聞きしたい。何メートル掛ける何メートルの、深さはどのぐらいの土が使えないのだということ、できたらお聞きしたかったのです。

それともう一つは、立木は11本で89万円と載っていますね。これはどのぐらいの大きさの木なのですか。1本8万円、最近なるのですよね、平均で。何かすごく高いような感じがするけれども、どんな大きさの木が11本あったのかということ、お聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） ちょっと私も、設計者でないと。前回の全協のときに、その後ちょっと時間があつたものですから、もしそのときに、そのあと質問をいただければ、正確な答えができたと思うのですけれども、ちょっと私の手元では、現在ちょっとわからない状態にあります。

それから、立木の関係も、これは抜根作業を含めますので、私が現場で見たところによりますと、確かこのぐらいの木があつたと思います。抜根作業ですから、下の根までそっくり全部取ってしまいますので、このぐらいの工事になつたと思っております。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） 11番、竹野入です。

この保育園の変更請負契約書の説明資料をいただいた中に、設計見積もりは幾らであつたのか、またそれに対して落札比率で計算すると幾らになつたかという項目がないのですが、これはどうなっているのでしょうか。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 設計は当初の設計書です。その単価です。

それで1,499万6,700円という、これを逆算した85.5%。ですから、変更設計額から85.5%を掛けた数字が1,499万6,700円ということになります。今、ちょっと逆算できないのですが。

議長（神通川清一君） はい。

11番（竹野入恒夫君） 私たち素人が見てわかるように、そこまでの値段を出してもらわないと。普通に見た状態だと、これで入札は関係なく、ただこの金額だけが出てきたように思うわけですが、やはりいろいろな人の話を聞く中では、設計見積もり1つに対しての設計見積もりが幾らであったと細かく出しておいて、そして落札比率で計算したら1つはこうなるよというものが欲しかったわけです。その辺は、細かくは出ないわけですか。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 変更契約設計書には出ています。はい。ちょっと今、手元に持っていないものですから。

11番（竹野入恒夫君） 今後はぜひ、私たちにもそれを出してほしいと思います。

議長（神通川清一君） 山口保育園長。

保育園長（山口隆也君） 議案として出すのか、全員協議会の方の説明資料として、はい、今後ありましたら、参考資料として提出させていただきます。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） この契約については、当初の契約では、最低の価格でぎりぎりで落札した物件であったわけですね。当時、村民の間にも不思議な数字だということでも物議を醸した契約でもあったわけです。今回、こういうかたちで増額変更の契約が出てきたわけだけれども、議会としてチェックする立場にあるけれども、とてもじゃないけれどもまったくチェックなどできる内容のものではない。現場にいるわけではないし、一片の項目のみによる明細書を、全く我々にはチェックできないのでね。最初に申し上げたように、こういう村民の間でも物議を醸した契約事件であるので、村民に対しても、本当に十分で丁寧な説明が求められているというふうに思います。

私は、当初の契約のときも十分チェックできなかったということから反対しましたので、この変更契約についても、私は反対するものでございます。

議長（神通川清一君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

上條光明議員。

5番（上條光明君） 5番の上條光明です。

確かに、今、竹野議員の言ったようないきさつはあったのですけれども、もうそれは議決もしていることですので、ここで討論するつもりはありません。この件に関しては、この前の全員協議会でも、私も本当に素人なので全てわかっているわけではないですが、ある程度の説明をして、私はそれなりの理解をしたということであります。

村民から、この入札については確かにいろいろあったので、もし広報等で、この増額の経緯などそういうことは、少し説明をされた方がいいかなということは思いますが、この案件については、私は必要なものであるというように思いますので、賛成の討論としたいと思います。

以上です。

議長（神通川清一君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立多数）

議長（神通川清一君） 起立多数であります。よって、議案第1号「山形保育園等建設工事の変更請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

諮問第1号～同意第1号

議長（神通川清一君） 日程第10、諮問第1号および日程第11、同意第1号を一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました諮問第1号および同意第1号の各議案について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、諮問第1号および同意第1号の提案説明を申し上げたいと思います。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございます。

現在人権擁護委員であります、中村哲久人権擁護委員が、6月30日をもって任期満了となることから、法務大臣から山形村長に対しまして、長野地方方法務局長を通じて委員候補者の推薦依頼がございました。

つきましては、再び中村哲久氏を推薦したいと考えておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規程によりまして、「市町村議会の意見を聞いて、法務大臣に委員候補者を推薦すること」となっているため、議会の意見をお聞かせ願うものでございます。

中村哲久氏は、見識高く、人権問題の解決や人権思想の普及高揚のため、適任と存じます。

次に同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の価格に対する不服を審査決定するため、市町村に設置するものとして地方税法に定められ、村税条例により3人の委員で組織されております。この審査委員会の委員であります平沢秀元氏につきましては、本年4月19日をもって3年間の任期満了となりますが、引き続き平沢秀元氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規程によりまして、村長が選任し議会の同意を求めらるものでございます。

固定資産の評価という適正という均衡の確保が求められている問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し、中立公正で慎重に審査を行うことが重要であり、平沢秀元氏に委ねることが最適と考え、再任したいというように思っております。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、諮問第1号及び同意第1号の提案説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長（神通川清一君） 以上で、村長の提案説明が終わりました。

ここで、議案審査についてお諮りします。議会運営委員会において、諮問第1号及び同意第1号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して細部について説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま一括議題としました、諮問第1号および同意第1号の各議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

(午前10時08分)

議長(神通川清一君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時17分)

議長(神通川清一君) それでは、先ほど一括議題としました、諮問第1号および同意第1号の各議案についてお諮りいたします。

本案件は人事案件であり、すでに議会全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑・討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) ご異議ないものと認め、採決いたします。

初めに、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり答申することに賛成の議員はご起立願います。

(起立全員)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案のとおり答申することに決定しました。

次に、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(起立全員)

議長(神通川清一君) 起立全員であります。よって、同意第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで休憩します。10時30分まで休憩します。休憩。

(午前10時20分)

議長(神通川清一君) 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時30分)

議案第 2 号

議長（神通川清一君） 日程第 1 2、議案第 2 号「中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、議案第 2 号「中信地域町村交通災害共済事務組合規約の変更について」、提案説明を申し上げたいと思います。

昭和 6 3 年 6 月に、長野県松本合同庁舎の東筑摩郡町村会内に本組合の事務所を置いてまいりましたが、東筑摩郡町村会は段階的に事務事業を縮小した上で解散する運びとなりました。従いまして、事務所の移転を余儀なくされることになりまして、組織町村の 1 つでございます「北安曇郡池田町」へ平成 2 4 年 4 月 1 日より移転したいので、これに伴いまして、事務所の位置の変更が生じますので、組合の規約の変更をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

総務課長（笹野初雄君） ありません。

議長（神通川清一君） それでは、議案第 2 号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第 3 号～議案第 4 号

議長（神通川清一君） 日程第 1 3、議案第 3 号、日程第 1 4、議案第 4 号を一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第3号および議案第4号の各議案について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 議案第3号および議案第4号の提案説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第3号「山形村道路線の廃止について」、提案説明を申し上げたいと思います。

下竹田・神明地区に位置いたします北51号、52号、120号、130号の村道4路線は、農道路線と交雑する路線となっております。これを解消の上、新たな路線を認定しようとするため、廃止するものでございます。

次に、議案第4号「山形村道路線の認定について」、提案説明を申し上げます。

以前に行われました宅地造成におきまして、道路用地として寄付を受けた1路線と、現在農道と認定されている27路線の合計28路線について、「道路法」第8条第2項の規程により、村道路線に認定しようとするものでございます。これによりまして、村道路線、農道路線の区別を解消し、村道の一元管理に当たる改正でございまして、

以上、議案第3号と議案第4号につきまして、提案説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第3号についての詳細説明はありますか。

中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） それでは、村道路線の廃止について、補足説明を申し上げます。

廃止調書の図面をご覧いただきたいと思います。先ほども村長が申し上げましたように、この4路線につきましては、途中で農道路線に置きかわっている交雑路線となっております。このため、一旦この村道路線を廃止しまして後で新規路線として認定するために、廃止するものでございます。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（神通川清一君） 次に、議案第4号についての詳細説明はありますか。

中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） それでは、認定調書の図面をご覧いただきたいと思
います。ピンクで示してある所が認定路線でございます。

先ほども言いましたように、過去に、住宅宅地造成の中で、道路用地として寄附を
受けた1路線が落ちておりましたので、これは下竹田の三夜塚の連絡班の一番東を通
る道路線でございます。これは、北158号線です。

そのほかの27路線につきましては、現在、農道路線となっております。これを村
道に認定するものでございます。

認定の総延長につきましては、28路線合計で、2万192.8メートルというこ
とでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（神通川清一君） 以上で、詳細説明が終わりました。

これより議案第3号、議案第4号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行
うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） 農道から一般道路に認定することによって、交付税にはどんな
影響が出ますか、ちょっとお聞きします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、住吉総務課考査役。

総務課考査役（住吉 誠君） 今回の村道の路線への認定に伴いまして、普通交付税
に結構影響があります。

まず、農道を廃止するということで減額分になるのが、約130万円ぐらいの減額には
なりません。しかし今度は道路として認定するということで、面積と延長が新規にプラ
スになるということでございまして、今回、農道から村道に変えるということで、1,200
万円プラスになるということです。つまり、プラスマイナスしますと、1,100万円くら
いは普通交付税において増額になるのではないかとということで、概算ですけれども算
定しております。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

竹野入恒夫議員。

11番（竹野入恒夫君） これに伴って村道に認定されたということで、除雪等の問
題はどう変わってくるのか、その辺はどうでしょう。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 農道につきましては、除雪等については、村道になった農道の部分、これについては、従来と基本的には除雪の体制は変わらないということでございます。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） 5番、上條光明です。今、普通交付税が差っ引きで1,100万円ぐらい増えるということで、村全体の財政的なことからすればいいことかと思いますが、ただ、農道から村道からするというので、今まで農道ということは農業車優先などいろいろ、農業者の対してはメリットというのですか、そういうことがあって。私がこんなことを言うこともないのですが、山形村は基幹産業の農業があるわけですが、そういう人たちのデメリットになるような、お金だけのことではなくて、いろいろな面はちょっと懸念されるのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 農道といっても普通の道路でして、道路交通法ですか、一般車両が通ってはいけないという規程は何もないわけでございます。どの道にだれが通っても通行は自由でございますので、農道から村道に認定がえしても、特段変わることはないと思います。

それから、一般にこのことを知らしめることもない。一応、これは村の管理でございますので。

ただ、これからこれはどうなるかちょっとわかりませんが、かねてから、東原地帯の雨水排水を兼ねた道路問題が懸案事項になっています。農政の補助事業でそれをやるということになりますと、国の方も農道単体では、この前、事業仕分けで、確か、農道というのは補助対象から外すと、詳細はちょっとあれなんですけれども、出ていますので、仮に国の農政事業で道路改修をすることになりますと、場合によっては、またその部分だけ農道へということもあるかと思いますが、今ははっきりと具体的なことは言えません。そういった可能性もないことはない、ということです。

いずれにしても、先ほど言いましたように、一元管理する必要があるということで、今回、農道路線から村道にすべて認定がえをするというものでございます。

以上です。

議長（神通川清一君） 上條光明議員。

5番（上條光明君） 説明で大体わかりました。今後先々のことは、今ここで約束し

たりできないと思いますが、いずれにしても、農業者が、何かあったときに現状よりデメリットになるようなことは、もしそういうことが懸念されているとすれば、山形村全体的に考えて、この方がメリットがあるというようなことを、説明をしっかりとさせていただいた方が、単純に1,100万円がどうだということよりもいいかなというように感じていますので、その辺、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

三澤一男議員。

2番（三澤一男君） 普通交付税の面に関しては、農道を村道にするということで、その分では、収入としては村税の収益は増えるのですけれども、今の中村課長が申されたように、農道として、今、農水省で確か、高齢者に優しい部分のところがあります。

今、実際に、私は今日の中で実測していないのですが、3メートルとか4メートルとかいう舗装道路に関する村の条例がございますけれども、その辺のところ抵触した道路ではないのか、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 中村課長。

農林建設課長（中村俊春君） 認定調書の中に、やはり幅員的には少し少ない、4メートル未満のところもございます。見ていただくとおり、北51、52ですか、幅員が狭い所は2メートルというような所もございます。そこら辺また、村の4メートル路線という、一応、拡幅改良をする場合には、そういった基準になっておりますので。

当然、この道路を拡幅改良する場合には、場所によっては用地買収等も必要になってくる路線もあろうかと思っております。

現在のところ、一応、そんな状況でございます。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第5号

議長（神通川清一君） 日程第15、議案第5号「山形村暴力団排除条例の制定について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) 議案第5号「山形村暴力団排除条例の制定について」提案説明を申し上げたいと思います。

制定につきましては、村民の安全で平穏な生活確保と、社会経済活動の健全な発達のため、社会および地域全体で暴力団の排除を推進する目的で、条例制定するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) それでは、議案第5号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上條光明議員。

5番(上條光明君) 5番、上條光明です。この条例というのは、全国的に今、こういう流れで来ていると思いますので、その説明はしていただかなくていいのですが、最近、暴力団を排除するという条例が、全国、日本国中でできていて、暴力団が追いやられるという形になって、昔は暴力団同士が抗争するということが多かったようですが、最近こういう条例ができたりして、一般市民に、山形村でいえば村民に危害を与えるということがありはしないかなということで、その辺の対応ということをどのように考えているか、ちょっとお話だけしていただければと思います。

議長(神通川清一君) ただいまの質問に笹野総務課長、お願いします。

総務課長(笹野初雄君) この暴力団に関する条例の制定ですけれども、暴力団がここに住んではいけないという、そういう内容のものではありません。人権の侵害になりますので、そこまではうたっていないということで。警察の方にも問いをかけたら、そんな問い合わせがありましたので、申しつけ加えておきます。

やはりそういう暴力団排除ということで、村民あるいは事業所等々の、そういう排除の推進ということでお願いするものでありますけれども、暴力団が、そういうところの感があれば、情報収集して、警察当局への通報というような趣旨が主なものでありますので、ここに暴力団は住んではいけないという、そんなような人権侵害的なもの

のはうたっておりませんので、よろしくお願いたします。

議長（神通川清一君） 上條議員、よろしいでしょうか。

5番（上條光明君） 結構です。

議長（神通川清一君） 大月民夫議員。

12番（大月民夫君） 12番、大月民夫です。こういう民間企業では、もう本当に5、6年前くらいから、言い回しは、反社会的勢力を入れないというそんな形で、具体的には、入札とか新規取引、そういうときには必ず誓約書とか、もしそれを違法した場合は違約金を払うとか、そういった宣言書を、そういったものをマッチしながら、こういう推進を進めているわけですけれども。この条例ができた後、またその運用については、具体的にまた提案されるかと思うのですが。

例えば、村の入札制度に関しては、もうこの誓約書、または賠償金、そのようなものを含めた方向性を持った考えがあるかどうか、その辺、もし具体的な、現時点で方向性がありましたら、あわせてお話しいただければと思いますが。

議長（神通川清一君） 総務課長。

総務課長（笹野初雄君） 入札に関しては、今、村にあります入札の規約、マニュアルの中に、既に暴力団に関係があれば何らかの制裁を受けるというようなことがうたっておりますので。これとは別にもう、既に入札関係は行っております。

以上です。

議長（神通川清一君） 大月議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第6号

議長（神通川清一君） 日程第16、議案第6号「山形村保育所条例の制定について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、議案第6号「山形村保育所条例の制定について」提

案説明を申し上げます。

現在の「山形保育園条例」は山形保育園の設置等を規定しておりますが、平成24年4月から、認可保育園になる予定の「やまのこ保育園」をも規定するために制定するものでございます。

この条例の制定に伴いまして、山形保育園条例、これは昭和42年、山形村条例第5号で施行されているところでございますが、山形保育園の実施に関する条例、昭和62年、山形村条例第9号で定められております。これを廃止するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） それでは、議案第6号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 7番、竹野です。一番最初の1条にあるように、地方自治法第244条の2の規程によるという。これは、公の施設の設置、管理および廃止に関する法律だけれども、やまのこ保育園というのは、村の公の施設という解釈になるということなのかどうか、それをちょっとお聞きします。

それから、10条のところにある、いわゆる規則ですね。「規則を別に定める」とあるけれども、規則はいつつくるのか。その2つについてお聞きします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、山口保育園長、答弁願います。

保育園長（山口隆也君） まず、公の施設というのは山形保育園でありまして、社会福祉法人やまのこ会やまのこ保育園というのは含まれません。ただ、山形保育園が含まれるために、この条文を使っています。ですから、やまのこは公の施設ではありません。ただ、山形保育園もここに関係してくるということで、うたってあります。

7番（竹野園麿君） 規則第44条の2は、やまのこにはひっかからないということ。

保育園長（山口隆也君） そうです。公の施設ではありませんので。それから、これは「規則」だと思いますが、10条。規則は、この条例が規律されると、あわせて規則も4月1日からということになります。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第7号

議長（神通川清一君） 日程第17、議案第7号「山形村就学相談委員会設置条例の制定について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 議案第7号「山形村就学相談委員会設置条例の制定について」提案説明を申し上げたいと思います。

山形村就学相談委員会は、児童・生徒の就学に関し、専門的な調査・審議をする機関でありまして、教育委員会の附属機関となります。附属機関の設置は、法律もしくはこれに基づく政令、または条例の定めるところによるとされておりますが、就学相談委員会につきましては、法律および政令に基づく定めがないため、条例設置による付属機関として、山形村就学相談委員会設置条例を制定しようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） それでは、議案第7号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、質疑を終了します。

議案第8号

議長（神通川清一君） 日程第18、議案第8号「山形村総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) 議案第8号「山形村総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げたいと思います。

山形村の第5次総合計画を定めるため、平成23年度から総合計画審議会を設置し、基礎調査と現計画達成状況調査の実施をしておるところでございます。平成24年度に、基本構想案と基本計画案の策定をするに当たりまして、審議会の組織について、委員を20名以内から25名以内にするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) それでは、議案第8号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

大池俊子議員。

1番(大池俊子君) 1番、大池です。今、総合計画の審議会が行われているのですが、人数を増やさなければいけないという理由はどんなところからでしょうか。

議長(神通川清一君) ただいまの質問に対し、住吉考査役。

総務課考査役(住吉 誠君) 現在、審議会全体でいろいろご審議いただいているわけですが、現在の委員さんが全部で20名ということになっておりまして、平成24年度からは、一応、部会ということで4つの部会に分けまして、審議していくという計画であります。4つとなると、均等に分けて1つの部会が5名くらいになるというような予定なのですが、少しでも多くの委員さんのご意見を聞きたいということで、やはり24年度から部会になるというようなことでありまして、そこで今回、5名増員した中で、より充実した審議を願いたいというようなことでありまして、20名を25名にしたいというような、条例改正案でございます。

以上です。

議長(神通川清一君) 大池議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） 7番、竹野です。今の質問と同じようなものなのだけれども、今まで何回ばかり開かれているかどうか。なぜ最初に、そういった班で分かれてやるということが想定されなかったのか。最初から想定されていれば、ここへ来て増やすこともなかったのではないのかなと思うけれども。

つまり、この委員会ができたのが、たぶん去年のスタートのころだと思うのだけれども、できるだけ同じ足並みでやった方が、当然いいわけですし、そんなことからちょっと今、今までにどのくらい会議がやられてきたかということをお聞きいたします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、住吉考査役。

総務課考査役（住吉 誠君） 現在のところまで2回開催しておりまして、3月中にもう1回やるような予定であります。

20名にしたということなのですが、5年前については、委員さんは確か18名ということでございまして、18というのはちょっと少ないかなということで、20名で出発したのですが、24年度については部会中心の審議になるということですので、今回、20名から25名にしたいというようなこととございます。

以上です。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第9号～議案第10号

議長（神通川清一君） 日程第19、議案第9号、日程第20、議案第10号を一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第9号、議案第10号について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、議案第9号および議案第10号について、提案説明

を申し上げたいと思います。

まず、議案第9号「特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

議案第7号で提案説明申し上げました山形村就学相談委員会ですが、この委員会は教育委員会の附属機関であり、委員は非常勤の特別職となるわけでございます。このため、委員には報酬等の支給が必要となることから、特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例中「就学指導委員」を「就学相談委員」に改正しようとするものでございます。

次に議案第10号でございます。「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」でございます。昨年的人事院勧告に基づきまして、給与制度の改正で、平成18年度の給料表の切りかえに伴う経過措置額について上限を設けることと経過措置を翌年度で廃止するとともに、抑制されてきた若年、中堅層の昇級を回復する改正でございます。

以上、議案第9号および議案第10号について、提案説明を申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（神通川清一君） 以上で村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、議案第9号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） 次に、議案第10号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） これより議案第9号、議案第10号について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 1番、大池です。先ほどのところで聞けばよかったです、今までは就学指導員というので、今度は就学相談員と変わったのですが、名称が変わっただけで中身はまったく同じものなのかどうか、それとも中身の変更もあって名前を変えていったのか、そこのところをお願いします。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 就学指導員と昔は言っていたのですが、法律が改正になりまして、指導から相談へというふうに内容が変わってきております。今まで就学に当たっては、指導委員会の指導によって行われてきたわけですが、相談というふうになることによって、保護者の意見というのをもっと重要視するように変わってきております。

従いまして、一方的に指導から、保護者等含めた中で、専門家の意見を聞いて、その児童・生徒にとって最もふさわしい教育ニーズは何かというところを、児童に寄り添いながら相談していくというかたちが変わってきております。

以上です。

議長（神通川清一君） 大池俊子議員。

1番（大池俊子君） 今までも指導委員会と言いながらも、やっぱり保護者の意見を聞いていたのかなと受けとめていたのですが。では、割にこの指導委員会というのは、上の方で決めたというか、何人かで相談しながら決めて、保護者の意見はそんなに重要視しなかったのかどうか。今度、名前が変わることによって、もちろん保護者も含めての相談になってくると思うのですが、そこら辺はどうであったのか、お願いします。

議長（神通川清一君） 根橋教育次長。

教育次長（根橋範男君） 子どもの就学に当たっては、以前も、保護者の方と面談をかけて説明はしてまいりました。ただ、前は、その就学の判断というものが、ある程度、指導という形だったものですから、割とこういう方向でというふうにした部分があったのですが、今、相談ということになってきていますので、保護者の理解が得られない限り、就学の判断と異なった措置がとられる場合があるというふうに変ってきております。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 10番、上条浩堂です。条例改正の方ですね。一般職の給与改正。これは、何か不都合があって改正されるのか、何のための目的か、ここがよくわからないのですが、説明いただければありがたいと思います。

議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） 一般職の関係としましては、昨年的人事院勧告に伴いまし

て行われるものでありまして、先ほど申しましたけれども、平成18年の給与構造改革に伴いましての関連であります。年齢の高い職員の関連の給与を下げて、その分原資を、今まで抑えられた中堅の職員の分の昇級をプラスさせるという制度でありまして、国の人事院勧告のもとによって、それに伴いましての実施であります。

議長（神通川清一君） 上条議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第11号

議長（神通川清一君） 日程第21、議案第11号「山形村税条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 議案第11号「山形村税条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るため、地方税法の一部を改正する法律、政令等が、平成23年12月14日に公布されたことに伴いまして、村の税条例の一部を改正する必要が生じました。

改正の主な内容は、村のたばこ税比率の改正、それから、退職所得にかかわる村民税の所得割額の特例廃止、東日本大震災にかかわる雑損控除額等の特例の見直し、個人村民税の均等割の改正で、いずれも平成25年度以降から適応とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） それでは、議案第11号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第12号

議長(神通川清一君) 日程第22、議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) 議案第12号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

この3月をもちまして、第4期介護保険事業計画が終了いたしまして、4月から3カ年の第5期計画に入るわけでございます。要介護認定者数の増加や、各種介護サービス需要量の増加が見込まれることから、所得に応じた保険料の区分を、現在の7段階から8段階に細分化いたしまして、月額基準額では、現行の4,480円から300円引き上げて、4,780円と改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

小野保健福祉課長。

保健福祉課長(小野勝憲君) それでは、詳細説明を申し上げたいと思います。

村長が提案説明で申しあげましたが、今年の3月をもって、第4期の計画が終了いたします。4月から第5期の山形村の介護保険計画がスタートいたしますが、第5期の計画につきましては、平成24年度から26年度までの3カ年の介護保険サービスの給付費の必要額を推計いたしまして、それに必要となる介護保険料を算定しております。

今回、提出いたしました保険料の改正案は、新旧対照表にありますように、基準額を第4期より6.7%アップの、年額で5万7,360円といたしまして、所得に応じた保険料の区分を、現在の7段階から8段階に細分化いたしまして、前年所得金額が350

万円以上の 8 段階として新設しております。

第 5 期の計画では、介護保険料の軽減のため、県の財政化安定化基金の取り崩しと、山形村の介護保険支払準備基金の取り崩しを見込んでおり、急激な保険料の上昇を抑えた形での保険料の改定となっておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長（神通川清一君） それでは、議案第 1 2 号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

三澤一男議員。

2 番（三澤一男君） 2 番、三澤一男です。今回、従来 7 段階だったものを 8 段階に増やすということで、今回、7～5 といっているのいいのですかね、そこまでのところは 6.7% ぐらいのアップなのですが、今回増えた 8 段階目は 10.1% ぐらいということになると思いますけれども、その辺のところの算定については、どのような賃金の過程で 10% ということになったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、小野保健福祉課長、答弁願います。

保健福祉課長（小野勝憲君） 言われましたとおり、8 段階の部分につきましては 10% 近いアップということでございます。審議の段階では、委員の皆さまに、平成 23 年の段階と 20 年の段階での所得の比較表を出させていただいて、その中で審議をさせていただいております。それで、350 万円以上を第 8 段階という形でしたわけですが、この段階で平成 20 年の所得階層を見ますと、約 58 名の方がおります。

今の段階は申告中ですので直近はわかりませんが、23 の段階ではほぼ同額の 59 名の方という形で、ある一定の方が、もうこの段階なのかどうかたちの中で、審議の段階ではいろいろあったのですが、やはりある程度、高額の所得の方に負担していただくという部分で決定をしております。委員会ではそういう形でもって審議されております。

議長（神通川清一君） 三澤議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第 1 3 号

議長（神通川清一君） 日程第 2 3、議案第 1 3 号「山形村清水高原簡易水道条例の

一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) それでは、議案第13号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

平成13年に水道法の一部改正が行われまして、同時に水道法施行令も改正されました。現行の水道法施行令では、第5条に給水装置の構造及び材質の基準について定められているところがございます。これに準じまして、条例中の第8条、ならびに第33条の該当条項を改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) それでは、議案第13号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第14号

議長(神通川清一君) 日程第24、議案第14号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) 議案第14号「山形村農産加工施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、使用料で、加工品により、既存の瓶より小さめの瓶を使用する需要が増加したために改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） それでは、議案第14号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第15号

議長（神通川清一君） 日程第25、議案第15号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 議案第15号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案説明を申し上げたいと思います。

条例中の第8条並びに第34条の改正は、先ほどの簡易水道条例と同様の改正でございます。次に、条例に「第32条の2」に「債権の放棄、消滅事項が完成した料金について債権を放棄することができる」の条項を設けようとするものでございます。

設けようとする理由でございますが、上水道の滞納料金につきましては、私法上の債権でありまして、時効の援用があった場合はその時点、時効が確認できない場合などは、権利放棄にかかわる議会の議決をいただかないと債権を消滅することができないこととなっております。このため、議会の議決をその都度へることなく「債権の放棄」が可能となるよう、地方自治法第96条第10項の規程によりまして、条例中に債権放棄の条項を設けようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 料金等の滞納につきましては、全国の自治体で、その

処理について大変苦慮しているところでございます。

今回、32条の2に債権放棄の条項を設けた理由でございますけれども、先ほども言いましたように、水道の滞納料金につきましては、最高裁判決で私法上の契約、つまり、私債権という位置づけがなされております。債務者が死亡してしまっている場合や、あるいは転出等で行き先が分からない場合、また会社等が破産して社員が弁済することができない場合、こうした債務の欠損処理には不納欠損というような処理があるわけですが、議会の議決が必要ということでございます。

通例ですと、欠損処理をしようとする場合、その都度議会の議決をいただかなければならないところでございますけれども、地方自治法第96条、これは議会の議決すべき案件をうたっておりますが、この第10号に「条例に特別の定めがある場合は除く」ということがございますので、今回、給水条例中にこの特別の定めを設けようとするものでございます。

水道料金につきましては、時効は一応2年とされておるわけでございますけれども、下水道料金との関連もでございますので、今回は下水料金に合わせまして5年というふうに設定したところでございます。

県内には、上水道料金に限らず、ほかの債権につきましても特別条例をつくりまして、その処理をしている自治体もございまして、もろもろでございます。今回、私債権という位置づけは、山形村の場合、水道料金だけでございますので、給水条例を改正して債権放棄の条項を設けようとするものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

議長（神通川清一君） それでは、議案第15号について、質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

三澤議員。

2番（三澤一男君） 2番、三澤一男です。済みません。政令の第5条による、給水装置の構造及び材質の基準というのがあれば、ちょっと教えていただきたいです。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 基準は、先ほども言いましたように、平成13年に水道法が施行されて改正されておりまして、そのときに条例改正をすればよかったです。改正されなくて今まで来てしまったということでございます。

内容は、要は、給水条例は構造のことを言っておるわけでございます。これにつきましてはですね、ちょっと今、手元に資料がないものですから、また委員会のときに

詳しくご説明申し上げたいと思います。

議長（神通川清一君） はい、お願いします。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 7番、竹野です。これは、今、説明があったように、地方自治法第96条でうたわれている、いわゆる議会の議決権を放棄するような内容のものなのだけれども、これはかなり慎重に、議会もチェックしなければいけないと思うのだけれどもね。これは、よその自治体などでは相当こういうものが進んでいるのですか。

議長（神通川清一君） 中村課長。

農林建設課長（中村俊春君） この前、昨年1月7日、信濃毎日新聞で上水料の滞納料金の記事が載っておりました。条例を整備しているところは、市の段階でようやく、水道料金だけでなく、ほかの下水道料金や一般の税金、そこら辺もあわせて、債権放棄に関する条例をつくっているところも出てまいりました。まだまだ全市ではございません。それから、全国的にもまだ、この債権処理については進んでいないというのが状況でございます。

ただ、先ほども言いましたように、不納欠損も実はたまにしているのですが。本来ですと、決算では説明しますけれども、議会のところには。決算監査のときに資料にはつけておまして、決算では説明しておりますが、今まで本来なら、議会の議決ということをしなければいけないということでございます。今回、ちょっと近隣の自治体の事例を参考にさせていただきまして、一步でも先へ進もうということで、条例改正をしたいというものでございます。

状況はそんな状況で、いろいろ調べてみたのですが、この債権放棄を本当に整備しているところは、全国的にもまだで、ようやく県内でも、大きな市では出てきております。近隣の塩尻市さんでも、今年、この3月に、水道料金だけでなく全ての債権の放棄、あるいはその管理、それから議会に報告というような条文をつけて、改正をしようとする自治体もあらわれてきてはおりますが、なかなかまだ、依然進んでいないというのが実態でございますけれども、一部の水道料金の中にも死亡したりして徴収不可能なケースもございますので、今回、追加債権放棄の条項を設けようとするものでございます。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） ちょっと今聞くと、よその自治体では、この辺では塩尻市だけ

ということですか。この中身は、みんなこれを、まったく同じこういうあれになっているのかどうか。例えば、額や何かも、これは入っていないけれども、そういった額の制限もなく、みんなそうやって、この条例でもって放棄できると、そういうふうになっているわけですか。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 何でもかんでも債権放棄ということではなくて、先ほど言いましたように、死亡してしまっている場合、あるいは、転出して、その転出先が追えないような状況、それとか、会社が倒産してもう弁済の見込みがないというときというふうに思っております。一応、この条項につきましては、言っては何ですがけれども、松本市さんの条項を参考にさせて改正をしようとするものでございます。

議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 委員会でもって、十分その辺のところは審査してもらいたいと。やっぱり、今はちょっと額ということは、今気がついた分だけでも、結局、議会の審査、チェックから外れていってしまうこともありますので、相当にやっぱり、内容的にはしっかり委員会で審査していただきたいと思います。以上です。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第16号～議案第18号

議長（神通川清一君） 日程第26「議案第16号」から日程第28「議案第18号」までを一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第16号から議案第18号について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、議案第16号から議案第18号までについて、関係がございますので一括して提案説明をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第16号は、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。地域主権第2次一括法の成立によりまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条が改正されました。これに伴いまして、引用条項の見直しによる改正でございます。

次に、議案第17号でございます。「山形村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。地域主権第2次一括法の成立によりまして、土地改良法が改正されました。第1条並びに第5条の当該項目の改正は、土地改良法の改正に伴う引用条例の改正でございます。また、第2条第3項の改正につきましても、土地改良法第113条の2に1項が追加されるための改正でございます。

次に、議案第18号でございます。「山形村公民館条例の一部を改正する条例について」でございます。地域主権第2次一括法により、社会教育法が改正されました。この社会教育法の改正内容は、公民館運営審議会の委員の委嘱について、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする改正でございます。このため、条例で参酌状況を明記することが必要となりましたので、あわせて関係条例の整備を含め、山形村公民館条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、議案第16号から議案第18号までにつきまして、提案説明を申し上げます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長（神通川清一君） 以上で村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に議案第16号についての詳細説明はありますか。

農林建設課長（中村俊春君） ありません。

議長（神通川清一君） 次に、議案第17号についての詳細説明はありますか。

農林建設課長（中村俊春君） ありません。

議長（神通川清一君） 次に、議案第18号についての詳細説明はありますか。

教育長（本庄利昭君） ありません。

議長（神通川清一君） これより議案第16号から議案第18号までの議案について一括質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第19号

議長(神通川清一君) 日程第29、議案第19号「平成23年度山形村一般会計補正予算(第4号)について」議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) 今回の補正予算でございますが、平成23年度の締めくくりの補正予算でございます。各会計の歳入歳出を正確に把握、精査の上、編成したものでございます。

それでは、議案第19号を申し上げます。

平成23年度山形村一般会計補正予算(第4号)でございます。一般会計の補正予算(第4号)は、歳入歳出に1億1,547万円を追加いたしまして、補正後の予算規模は36億3,562万7,000円とするものでございます。

歳入予算でございますが、村税に2,832万7,000円を追加。地方交付税に8,342万4,000円を追加する一方、国庫と県支出金から合計1,254万3,000円を減額するなど、所要額を計上したわけでございます。

歳出予算では、事務事業の確定に伴いまして、総務費から2,294万3,000円を減額、衛生費から1,556万1,000円を減額するとともに、諸支出金の地域福祉基金の積立金に4,109万9,000円を追加。公共施設整備基金の積立金に1億3,500万円を追加いたしまして、計上いたしました。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明

があれば、これを許します。

笹野総務課長。

総務課長(笹野初雄君) それでは、議案第 19 号の詳細説明をさせていただきます。先ほどの提案説明とダブる点があるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、補正予算書 6 ページをお願いいたします。事項別明細書の総括の歳入でありますが、増減の大きなものについてご説明をさせていただきます。

村税でございますけれども、2,832万7,000円を追加いたしまして、総額を 8 億9,084 万円とするものであります。

2 の地方譲与税につきましては、500万円を追加いたしまして、総額を5,000万円とするものであります。それぞれ確定をいたしましたので、この額を決定いたしました。

それから、9 の地方交付税でございますが、8,342万4,000円を追加しまして、総額を13億8,525万4,000円とするものです。

11 の分担金及び負担金ですが、428万3,000円を追加いたしまして、4,189万6,000 円とするものです。これは、保育園の保育料等の追加が主なものとなっております。

13 の国庫支出金ですが、33万1,000円を減額いたしまして、2 億1,955万8,000円とするもので、これは子ども手当の支払いに伴います人数が確定をいたしましたので減額をするものであります。

14、県支出金ですが、923万2,000円を減額いたしまして、2 億1,152万1,000円とするものです。これもやはり、予防接種等の人数等が確定をいたしましたので、それに伴う交付金の確定に伴いまして減額となっております。

19 の諸収入であります。1,038万円を追加しまして、6,221万4,000円とするものです。これは、商工業振興資金融資預託金が大きなものとなっております。

それから 8 ページの歳出でございますが、先ほど村長が冒頭で提案説明申し上げましたように、ほとんどの款が減額の補正となっております。13 の諸支出金では基金に積み立てをするもので同額となっております。

9 ページ、歳入の関係ですが、大きなものだけをご説明いたしますけれども、村税、個人、法人、現年課税分で滞納分を合わせて2,109万円を追加するものであります。

10 ページ、上から 2 段目、村たばこ税ですが、840万円を追加するものであります。それからその下、2、地方譲与税からすぐのページに移りますが、9 まで地方交付税の関係であります。これは国、あるいは県からの村への一定の部分で交付されるも

のでありまして、額が確定をいたしましたので、今回追加、あるいは減額をするものであります。

11ページ、分担金の一番下、民生費負担金。先ほどご説明をいたしました、保育料等の現年分が増額となっております。

それから、13ページの関係であります、国庫支出金の一番上、3、民生費国庫負担金。節で社会福祉士負担金ですが、これも清算によります減額となっております。7の子ども手当につきましては、人数が確定をいたしましたので、減となっております。その下の国庫支出金の国庫補助金、3の民生費国庫補助金の節で、2の児童福祉士補助金、365万円ですが、これは国庫と県費の組みかえによりまして、ここで県費を持ってきております。

ページをめくりまして、15ページになりますが、一番上の児童福祉費補助金、先ほどご説明をいたしました、補助金の名称変更で県費から国庫へ移ったものであります。その下の衛生費県補助金につきましては、予防接種等のニーズの確定によります減額となっております。

次のページをめくりまして、17ページが一番下、諸収入。先ほどご説明をいたしました900万の商工業振興資金の融資、預託金の回収であります。歳入は以上です。

歳出につきましては、大きなものであります、ページを飛びまして21ページの関係ですが、一般管理費の下から3つ目と2つ目、17、公有財産購入と13の備品購入減額であります、これにつきましては、人事給与システムの購入等々でございますけれども、デモンストレーション、あるいは説明、すでに購入している市町村等へお伺いをして視察をしてきましたけれども、それぞれ検討した結果、バージョン的にももう少し使いやすいものになってから導入してはどうかというような判断をいたしましたので、今回減額をお願いしたものであります。

それからページを飛びまして、34ページになります。もとの子ども手当、扶助費の関係で減額となっております。これは先ほど来申し上げております、人数の確定によりまして減額となっております。

1ページめくりまして、35ページの予防費、それから次のページ、36ページの母子衛生費の関係の委託料。ページで言いますと36ページになりますけれども、予防接種から始まりまして、健康診査委託料、減額となっておりますけれども、これも健診等の受診者の数の確定によりまして減額をするものであります。

ページを飛びまして、44ページが一番下になりますが、土木費の関係で道路維持

費。節でいいますと、中段にあります、13の委託料。除雪委託料、あるいは消雪剤散布の委託料を今回追加でお願いをしております。

最終ページであります、56ページになります。諸支出金の関係であります、冒頭に村長の方で提案説明を申し上げましたけれども、5の地域福祉基金、あるいは10の公共施設整備基金へそれぞれ、基金への積み立てをするものであります。

以上であります、よろしく申し上げます。

議長（神通川清一君） それでは、議案第19号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） 24ページの負担金・補助金の中で、自主防災育成が減額になった理由を大ざっぱに説明願います。

議長（神通川清一君） 笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） 補助金の中の自主防災会組織の育成の関係ですよね。これにつきましては、金額、頭がありまして、そのうち、それぞれ自主防災会からの申請が上がってくるわけですけれども、今回23年度につきましては、5つの防災会から育成の補助がありまして、トータル的には63万2,000円の請求がありまして、それ以来ありませんので、今回減額ということになっております。また、新年度予算にもこの補助金の項目が載っております。23年度は、5地区で63万2,000円の申請があったというものであります。

10番（上条浩堂君） 申請がないところが1カ所あったということですか。

総務課長（笹野初雄君） そういうことです。

10番（上条浩堂君） はい。

総務課長（笹野初雄君） 以上です。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） さっき説明があったかどうか、ちょっと聞き取れなかったので聞きますが、9ページの歳入で、法人税。これは1,000万円と多くなって、率からしたらすごく多いのだけれども、どんなことがあったのかどうか。

それから、10ページの真ん中の村税、たばこ税。これも結構多いのですが、こうやって増えた理由というか、いきさつをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（神通川清一君） 青沼住民税務課長。

住民税務課長（青沼永二君） それではまず法人税の関係ですけれども、予定しているよりも、かなり法人税の納めるほう。これはいわゆる法人税のうちの税割の部分であります。これは比較的会社の景気がいい状況にあるというふうに見ております。

ただ、予定納税という形がありまして、還付もあるわけですがけれども、これも含めても、このくらいの収入は今現在見込める。こういう状況にあるわけです。

それから、たばこ税の関係でありますけれども、こちらにつきましても、毎年度金額、いわゆる調定額が増えてきております。収入になってきているということで、これらにつきましても、村内におけるたばこの販売、こういったものが順調に伸びている、そのように分析しております。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第20号～議案第22号

議長（神通川清一君） 日程第30「議案第20号」から日程第32「議案第22号」までを一括議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第20号から議案第22号について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、議案第20号から議案第22号までについて提案説明を申し上げたいと思います。

まず議案第20号「平成23年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。平成23年度会計におきまして、国、県等の支出金の確定がされたものなどの歳入歳出補正を主に行います。補正額は歳入歳出ともに3,589万7,000円を増額し、総額で9億8,354万5,000円とするものでございます。

次に、議案第21号「平成23年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございます。平成23年度会計におきまして、歳入歳出の各科目で実績額等を精査し、補正を行いました。主な補正内容は、歳入におきまして、保険料額の増、基盤安定繰入金の確定による減、歳出では、保険料収入に伴う広域連合納金の増など、歳入歳出ともに50万5,000円を増額いたしまして、総額5,189万1,000円とするものでございます。

次に、議案第22号「平成23年度山形村介護保険特別会計補正予算（第3号）」でございます。介護保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ563万6,000円減額しまして、補正後の予算総額を6億123万8,000円とするものでございます。

主な歳出の内容は、4月からの給付実績により給付費の総額を392万3,000円、地域支援事業費を144万円、それぞれ減額するものでございます。

歳入につきましては、歳出の減額に合わせ、国庫支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金を減額いたします。

以上、議案第20号から議案第22号までについて提案説明を申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（神通川清一君） 以上で村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。最初に議案第20号についての詳細説明はありますか。

青沼住民税務課長。

住民税務課長（青沼永二君） それでは国保会計の補正予算につきまして、補正項目が幾つもありますので説明をさせていただきます。

予算書7ページからご覧いただきたいと思います。7ページからです。

国保の歳入の関係でございますけれども、各科目におきまして現在判明している確定額、あるいは確定に近い数字をもって補正を組ませていただきました。

1の国民健康保険税の関係につきましては、それぞれ増収分を見ております。

以後、国庫支出金から、次のページ、9ページの終わりまではそれぞれ確定による数値でございます。

このうち特に金額の大きなものにつきましては、8ページの下から2番目、7の共同事業交付金であります。こちらにつきましては、本年度医療費の伸び等がかなりあって支出が増大したため、共同事業という中で、それぞれ2,800万円ほどが今回予算上

増額になるということになりました。

これに伴いまして、歳出は10ページからであります。それぞれ歳入と同額を歳出の方に組むわけですが、今現在では前回医療費はかなり余裕を見て補正をさせていただいたものですから、さほどその分につきましては、補正項目がございませんが、交付金等が来ましたので、財源の振りかえをしております、特に各科目におきましては、一般財源をその分減額となって、財源の組みかえになっております。

なお、最終的に余るといえばおかしいのですが、歳入歳出の調整としましては、予備費に持っていきまして、一番最後のページ、15ページですが、こちらの方で3,300万円ほどを計上して、予備費対応という形をとらせてもらいました。

以上です。

議長（神通川清一君） 次に、議案第21号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） 次に、議案第22号についての詳細説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） これより議案第20号から議案第22号までの議案について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。

答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第23号～議案第24号

議長（神通川清一君） 日程第33「議案第23号」、日程第34「議案第24号」を一括議題とします。書記をして各議案の朗読を行います。

藤沢書記。

（事務局書記朗読）

議長（神通川清一君） ただいま一括議題としました議案第23号、議案第24号について、村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) それでは、議案第 2 3 号及び議案第 2 4 号について提案説明をしたいと思います。

まず議案第 2 3 号「平成 2 3 年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算(第 2 号)」でございます。今回の補正は歳入歳出、それぞれ 1 万 7,000 円を追加し、予算総額を 1,195 万 7,000 円とするものでございます。歳入では、一般会計から繰入金を 1 万 7,000 円追加したいと思います。歳出では、需用費を 1 万 7,000 円増額するものでございます。

次に、議案第 2 4 号「平成 2 3 年度山形村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」でございます。今回の補正は、会計の年度末の歳入歳出の見込みを精査いたしまして、歳入歳出それぞれ 259 万 3,000 円を追加いたしまして、予算総額を 4 億 2,388 万 3,000 円としたいと思います。

歳入の補正の主なものでございますが、下水道分担金で 175 万円、使用料及び手数料で 71 万円の追加でございます。歳出では、下水道費で 39 万 3,000 円の減額と、予備費で 298 万 6,000 円の追加でございます。

以上、議案第 2 3 号及び議案第 2 4 号について提案説明を申し上げます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長(神通川清一君) 以上で村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に議案第 2 3 号についての詳細説明はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) 次に、議案第 2 4 号についての詳細説明はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(神通川清一君) これより議案第 2 3 号、議案第 2 4 号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁はその後に行うようにします。

それでは、質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(神通川清一君) 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議長（神通川清一君） ここで昼食のため休憩します。

午後は1時から本会議を再開しますので、お願いします。休憩。

（午後12時00分）

議長（神通川清一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

議案第25号

議長（神通川清一君） 日程第35、議案第25号「平成24年度山形村一般会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 平成24年度は、第4次山形村総合計画の最終年度でございます。総仕上げの年になります。山形村の平成24年度当初予算につきましては、依然として大変厳しい財政状況にある中、引き続き総合計画に掲げる理想の将来像、「暮らしと自然が響き合う村」と私の公約に掲げました、心の通う、活力ある村づくりを基本理念とした集大成実現に向けて、予算編成に取り組んだところでございます。

それでは、議案第25号「平成24年度山形村一般会計予算」の提案説明を申し上げます。

一般会計の当初予算の規模は、総額37億円でありまして、前年度の当初予算と比べまして1.3%増、4,800万の伸びとなっております。歳入予算では、村税が前年度と比べまして1.8%増の8億7,801万3,000円、地方交付税は0.8%増の12億3,000万円の財源を見込みました。

一方、財政の健全化にも配慮しつつ、質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供できるよう、基金からの繰入金金は38.3%増の5億4,050万円を確保し、損償は3億8,000万円を見込んで、前年度当初費を超える大型予算となりました。歳出予算では人件費が、特別職は9.5%減の1億1,561万円、一般職は2.3%減の5億6,936万2,000円を計上いたしました。

総務費は、第5次総合計画の策定業務、西部地域コミュニティバスの運行補助、及び地域防災計画の見直し業務などにより、1.1%の3億7,307万7,000円を計上いたしました。

民生費は、保育園建設及び子育て支援センター建設の事業費や認可私立保育園の運営費などの措置をしており、8.1%増の16億3,928万3,000円を計上いたしました。あわせて、子育て支援センター建設の事業費といたしまして、平成25年度に6,300万円の債務負担行為を設定いたしました。

農林水産業費は、農業振興地域整備計画の見直しや、リンゴ新しい化事業及び新規就農総合支援事業などの補助により6.5%増の9,460万1,000円を計上いたしました。

商工費では、3.2%減の693万6,000円となりましたが、住宅リフォーム事業の補助金や商工業振興資金の融資預託金を計上いたしました。

消防費は、消防団拠点施設整備事業といたしまして、小坂と上竹田の分団詰所建築などに36.6%増の2億1,654万6,000円を計上いたしました。

教育費は、テニスコート面の補修の終了や埋蔵文化財発掘調査の減額により7.7%減の2億4,905万3,000円となりましたが、小学校のガラス窓飛散防止フィルム設置と体育館照明耐震補強の事業費を計上いたしました。

公債費は、地方債等の償還金が21.7%減の3億1,199万8,000円となりました。

平成24年度末の地方債現在高は、前年比に比べまして1億945万4,000円増の30億2,023万1,000円となる見込みでございます。

当初予算の第2条から第5条は、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用の事項に関して、地方自治法のそれぞれの規定によりまして予算で定めるものでございます。

詳細につきましては、予算及び予算に関する説明書のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

笹野総務課長。

総務課長（笹野初雄君） それでは、一般会計の予算についての詳細を説明させていただきます。提案説明と若干ダブる点があるかと思えますけれども、よろしく申し上げます。

まず、8ページをお願いしたいと思います。

第2表の債務負担行為であります。これは、子育て支援センター建設関係ということで、平成25年度、限度額を6,300万円と定めようとするものでありまして、平成24年度予算で6,800万円を予算化しておりますので、これを合わせますと1億3,100万円ということで予定をしております。

次に、第3表の地方債ですが、起債の目的ですが施設整備事業ということで、これは保育園建設等に充てるわけですけれども、限度額を2億円、それから臨時財政対策債に1億8,000万円ということで、合計限度額3億8,000万円と定めようとするものでございます。

施設整備事業につきましては、事業債につきましては交付税の充当率が100%となっておりますし、臨時財政対策債につきましては、地方交付税の財源不足を補うということで、村が自ら地方債を発行するということで、償還の費用は全額国が負担するということになっております。

次、めくっていただきまして10ページの方ですが、歳入歳出予算事項別明細書の総括で歳入をご説明申し上げます。

1の村税であります。本年度予算8億7,801万3,000円で、前年度当初比より1,550万円の増になっております。前年と比較しまして、個人村民税で4,050万円の増、それから固定資産税につきましては、評価替によりまして2,800万円の減、それからたばこ税では300万円の増を見込んでおります。

それから2から、地方譲与税から10の交通安全対策特別交付金までですが、これは補正のときも申し上げましたけれども、国や県から一定の基準で村に交付されるものですので、前年度実績から予算化をしております。前年と比較しまして、8の地方特例交付金につきましては、子ども手当の制度が変わったために、1,200万円の減となっておりますし、9の地方交付税ですけれども、今年度当初予算12億3,000万円で、1,000万円の増を見込んでおります。

それから、11の分担金及び負担金ですけれども、本年度予算7,806万3,000円、前年度当初比1,045万8,000円の増であります。これは、認可私立保育所の保育料などの増を見込んでおります。

それから、12の使用料及び手数料ですけれども、本年度予算3,037万5,000円、前年度当初比で41万2,000円の増を見込んでおります。

次、13の国庫支出金でありますけれども、本年度予算2億123万3,000円で、前年度当初比で4,026万5,000円の減です。これは、先ほども申し上げましたけれども、子

ども手当の制度が変わったのが大きな要因でございます。

それから、14の県支出金であります。本年度予算1億5,088万6,000円で、前年度当初比で5,966万9,000円の減となっております。これは、前年度、やまのこ保育園の施設増築補助金があったためでございます。

それから、15の財産収入ですけれども、本年度予算547万6,000円、前年度当初予算比で273万1,000円の減です。これにつきましては、利率が下がっていることや、基金の取り崩しによるものが要因となっておりますけれども、また生産物の売払収入で、本年度きのこ山の入札ということでありまして、当初予算は計上しておりませんので減となっております。

それから、16の寄附金ですけれども、本年度予算6万6,000円、前年度比で751万円の減であります。これは、前年度は松本広域土木振興会の解散に伴う寄附金があったためであります。

それから、17の繰入金ですが、本年度予算5億4,051万6,000円で、前年度当初予算比で1億4,961万3,000円の増であります。主なものとしまして、児童福祉施設建設改築基金から保育園などへの建設関係に2億5,000万円、それから公共下水道推進基金から公共下水道特別会計へ5,000万円、それから公共施設整備基金から消防の分団の詰所建設に4,000万円をそれぞれ繰り入れをしております。

繰越金でありますけれども、前年度同額の3,000万円を予定しております。

19の諸収入ですが、4,557万2,000円ですが、前年度比で989万2,000円の増、これは商工業振興資金融資預託金を計上しております。

それから、20の村債であります。本年度予算3億8,000万円で、前年度当初予算比で2,000万円の減であります。先ほどご説明をいたしましたが、施設整備事業債で2億円、臨時財政対策債で1億8,000万円あります。

歳入の合計が37億円で、前年度当初予算比で4,800万円の増ということになっております。

続きまして、12ページの歳出の方でありますけれども、1の議会費でありますけれども、本年度予算額7,341万4,000円、前年度当初予算比で948万3,000円の減となっております。これは、前年度は地方議会議員の年金制度の廃止に伴いまして、議員共済給付費賦課金が多かったためであります。

それから、2の総務費ですけれども、今年度予算額3億7,307万7,000円、前年度当初予算比で415万4,000円の増となっております。これにつきましては、先ほども申し

上げましたけれども、第5次総合計画の策定、それから松本市の西部地域コミュニティバスの補助金や役場庁舎の整備事業、それから防災関係では地域防災計画の見直しの業務、それから緊急時、特に援助を必要とされる方の情報の充実としまして、緊急医療情報キットなどの関連予算を計上しております。

3の民生費ですけれども、本年度予算額ですが16億3,928万3,000円で、前年度当初予算比で1億2,250万1,000円の増となっております。これにつきましては、山形保育園、あるいはまた子育て支援センターの建設に7億3,484万円、また、やまのこ保育園が認可私立保育所になりましたので、民生費の中に新たに認可私立保育所費の目を新設いたしまして、やまのこ保育園関係の予算を計上するものであります。

それから、4の衛生費ですけれども、本年度予算3億3,439万5,000円で、前年度当初予算比で3,227万6,000円の減となっております。減となっているものにつきましては、松塩地区広域施設組合の負担金が前年に比べて大きく減となっているのが要因であります。本年につきましても、ヒブ等の予防ワクチン接種の実施ですとか、環境整備費では引き続き本年度も太陽光発電システム設置の補助、また新たに病害虫アメリコですね、特に、駆除の散布類の購入や、肥培のリサイクル化の処理委託を計上するものであります。

5の労働費は、ほぼ前年度と同額となっております。

それから、6の農林水産業費ですが、本年度予算額9,460万1,000円、前年度当初予算比で577万9,000円の増となっております。エネルギー振興費では、リンゴわい化事業や新規就農総合支援事業など、補助を計上しておりますし、林業振興費では森林環境保全直接支払事業など、森林整備費などを計上するものであります。

7の商工費であります。本年度予算額6,093万6,000円、前年度当初予算額に比べまして200万9,000円の減となっております。本年度につきましては、新規に住宅リフォーム事業の補助金、商工業の振興資金の融資預託金を計上するものであります。

8の土木費ですが、本年度予算額3億3,890万3,000円で、前年度当初予算比で901万6,000円の増となっております。道路維持関係につきましては、路面復旧を小坂・下竹田で2路線、それから道路新設で、舗装ですが上竹田地区1路線を計画しております。

また、河川改良につきましては、水路改修につきましては中大池、河川改良では大池川を改良する予算を計上しておられます。

9の消防費ですが、本年度予算額2億1,654万6,000円で、前年度当初予算比で5,798

万8,000円の増となっております。これにつきましては、松本広域連合への消防の負担金、消防団の運営交付金、本年度も引き続き、消防団拠点施設整備として2分団の消防詰所建設工事などを計上するものであります。

10、教育費であります。本年度予算額2億4,905万3,000円、前年度当初予算比で2,074万3,000円の減額となっております。これは、体育館施設等の補修が主な減額となっております。本年度は、学校関係では小学校の非構造部材の耐震化事業として、ガラス窓の飛散防止フィルムの設置、それから体育館照明耐震補強工事を計画しております。また、図書館関係では、インターネットで蔵書検索や予約検索システムを計上してあります。

それから、12の公債費につきましては、本年度予算額3億1,199万8,000円で、前年度当初予算比で8,647万円の減となっております。これは、長期借入債の償還が終わったものがあるためであります。

13の諸支出金であります。本年度予算額が138万2,000円で、前年度比で45万8,000円の減となっております。預金利子を基金に積み立てる内容になっておりますけれども、基金の取り崩しや預金利子が少なくなっているためであります。

それから、最後に予備費でありますけれども、本年度予算額500万円ということで、前年と同額ということになります。

歳入歳出それぞれ37億円の予算となっております。

最後になりますけれども、一般会計の予算書の最後の方に給与費明細書で特別職と一般職がございますし、それをめくっていただきますと、131ページの方には債務負担行為の関係、それから次のページ、132ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みの調書であります。当該年度見込みの額でありますけれども、先ほど村長の提案の説明で申し上げましたけれども、30億2,023万1,000円です。この表は、これがそれぞれの区分で、どのくらい借りているかということになりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、一般会計の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（神通川清一君） それでは、議案第25号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

竹野園磨議員。

7番（竹野園麿君） ちょっと確認のために、8ページの債務負担行為の関係でちょっとお聞きしますが、子育て支援センターは24年に建設の契約をします。つまり、24年から建設が始まるという、24年度から始まるというふうに理解してよろしいかどうか。

それから、33ページ、1の報酬のところに産業医報酬が前の年からあるのですが、これ月8万ですか。これ、23年度実績どんなものだったか、お聞きいたします。

議長（神通川清一君） ただいまの質問に、住吉考査役。

総務課考査役（住吉 誠君） まず、最初の関係ですけれども、8ページのところに子育て支援センターの関係で債務負担行為が合計で6,300万円ございます。予算書の中の68ページのところに保育園及び子育て支援センター建設費というようなことでございまして、この中に子育て支援センター関連ですけれども、13の委託料に800万円、それから15の工事請負費として6,000万円というようなことで計上しておりまして、一応子育て支援センターの建設につきましては、24年度、25年度の2カ年計画で建設したいというように考えておりまして、24年度中には契約して着工したいというような予定になっております。

以上です。

議長（神通川清一君） 総務課長。

総務課長（笹野初雄君） 33ページの産業医の報酬の関係ですけれども、これは年間でありますので、割る12ですと月8万円ということになります。

23年度につきましては、毎月1回、役場の方にお越しいただいて、そこで健康相談をしております。そのほかに、個々で相談事があれば、私を通じたりして面談をして方向といたしますか、話をしております。

ですから、月1回ですので、22年度の中途からお願いしましたので、もう一、二回で全職員の面談が終了いたします。

7番（竹野園麿君） 月幾日、ちょっと今聞こえなかった。月に幾日ぐらい。

総務課長（笹野初雄君） 月1日です。

7番（竹野園麿君） 1日。

総務課長（笹野初雄君） 半日です、実際はね。

7番（竹野園麿君） 半日。

総務課長（笹野初雄君） 半日、来ます。

7番（竹野園麿君） 半日だけということだよね。

総務課長（笹野初雄君） ただ、半日のほかに、個々に相談したいものがあれば、直接相談をしております。

7番（竹野園麿君） その実績、どう。

総務課長（笹野初雄君） ちょっと……、ちょっと手元にありませんので、何とも言えませんけれども、別に定期的なもの以外にはあります。

7番（竹野園麿君） 以外の実績。

総務課長（笹野初雄君） ちょっとまだ、後で調べてみます。委員会の方にでも、はい。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員、質問、挙手でお願いします。

ほかにありませんか。

上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） ちょっと細かいことで申しわけないのですが、民生費の中で委託料として、ページで言うと55ページ、節の13、ここに委託料の中に心配ごと相談事業委託料、これあるわけですが、この事業内容についてお聞きしたいわけですが、実際に村民さんからの心配事相談というのは、法律絡みの相談が結構あるはずなのです。従って、今までのやり方ですと、相談したくても答えが返ってこない。要は、法律の専門家が欲しいと、そういう声が多いわけですが、その辺考えてはいただけないでしょうか。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長、答弁願います。

保健福祉課長（小野勝憲君） 心配事相談でありますけれども、ご承知のとおり、月1回開催をしております。委託ですので、社会福祉協議会の方へ委託を申し上げているわけですが、心配ごと相談員とそれと民生委員さん、お二人が対応しております。今言った法律的な部分については、確かに熟知していない部分がありますが、法律の専門家ということになりますと、金銭を伴うという分がありますし、また無料でもって法律相談を受けるとい部分もあるものですから、そちらの方へ照会をしたりして対応しているということです。

ちなみに、私の知る範囲では、23年度、件数的には1件あったかなかったかという程度の相談で、ほとんど相談に来ていないという分がありますが、いずれにしても、それに適応したやっぱり相談をしていくということになりますので、来やすく、相談しやすい、何でも相談するという形の中では、今後さらにちょっと充実をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10番（上条浩堂君） おっしゃっている今までの対応のことは、よく存じています。したがって、これ法律絡みの相談をしてもむだだと、したがって相談に行かない、こういう実態ではないかと、自分はそういうふうに解釈しているわけです。

毎月、これやるということじゃなくて、年に1度でも2度でもいいですから、弁護士なり、法律の専門化を招く、そういう相談窓口を開設していただいたらどうかと、こういうことでございます。

議長（神通川清一君） 浩堂議員、よろしいですか。

小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 決して、むだな相談ではないと私は思っております。先ほど言ったみたいに、法律的な分につきましては、無料で受けられるという制度もあるものですから、そちらへも相談をしたりということですので、決してむだな部分ではないかと思えます。

ただ、そこでもってすべて解決する部分でもないという、非常に難しさはあるということをご承知をしておいていただきたいというふうに思います。

議長（神通川清一君） ほかに質問、質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第26号

議長（神通川清一君） 日程第36、議案第26号「平成24年度山形村国民健康保険特別会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、議案第26号「平成24年度山形村国民健康保険特別会計予算」の提案説明を申し上げたいと思います。

平成24年度当初予算額は、歳入歳出ともに総額で8億9,335万8,000円とするものでございます。前年に引き続きまして、医療費の増加が見込まれますが、前年度当初予算額に比較し、総額で約8,800万円、11%の増となっております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

青沼住民税務課長。

住民税務課長（青沼永二君） それでは、この予算につきまして、若干ではありますが、追加で説明をさせていただきたいと思います。

まず、基礎的な数字を申し上げますと、24年度につきましては、被保険者数を2,650人、このうち退職の被保険者数は250人、それから医療機関からの月の請求件数を3,000件、これ1年にしますと3万6,000件になりますけれども、この辺をもとにしまして、予算を作成させていただきました。

予算書では138ページ並びに139ページをご覧ください。138、139ページです。

国保会計の予算につきましては、ご承知のとおり、まず必要な見込み額を立てる歳出予算から作成に入ります。従いまして、歳出、139ページの2の保険給付費、この辺が一番重要なポイントになります。

それ以降につきましては、厚生労働省、あるいは県等の推計値、あるいは推計資料に基づいて、それぞれ算出をしておるわけでありまして、保険給付費につきましては本年度5億9,900万円、前年に比較して約6,600万円ほどの増ではあります。

これら歳出に伴いまして、歳入予算を組みましたけれども、保険税におきましては歳入では本年度2億6,312万1,000円という、現行の税率をもって当てはめております。

言いかえれば、予算作成時の約12月ころのいわゆる税金の収入、調定、こういった数字をもとにして作成しております。

しかし、全体の中で、どうも医療費がまだ伸びるという見込みも当然ございます。これらに伴いまして、最終的には保険税率の決定等も6月に行う予定でありまして、現在ではこの分では若干医療費は足りない見込みも予想されるわけでありまして、

しかし、保険税率をそれに伴いまして上げるということになりますと、あわせて税率改正の議案も上げなければいけないという状況にもなりますが、今現在23年度の国保会計の決算による見込み額、いわゆる繰越金、こういったものまで判明されないために、現行の状態で作成させていただきました。

これによりまして、本年度では、当初は8億9,300万円という予算でご提案しますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長（神通川清一君） それでは、議案第26号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第27号

議長（神通川清一君） 次に、日程第37、議案第27号「平成24年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 議案第27号「平成24年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」の提案説明を申し上げたいと思います。

平成24年度当初予算額は、歳入歳出ともに総額で5,804万6,000円とするものでございます。

前年度当初予算額に比較し約660万円、13%の増でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） それでは、議案第27号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第28号

議長（神通川清一君） 日程第38、議案第28号「平成24年度山形村介護保険特別会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） それでは、議案第28号「平成24年度山形村介護保険特別会計予算」の提案説明を申し上げたいと思います。

平成24年度から介護保険事業計画は第5期に入り、要介護認定者数の増加や、各種介護サービス需要量の増加を見込んでおります。

歳入歳出予算の総額を6億3,365万1,000円とするもので、主な内容は、歳入では、介護保険料1億1,581万円、国庫支出金1億4,611万3,000円、支払基金交付金1億7,413万7,000円、県支出金9,137万3,000円、繰入金1億1,681万1,000円。

歳出では、保険給付費5億9,331万1,000円、地域支援事業費が2,730万円を計上いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） それでは、介護保険特会の説明を申し上げたいと思います。

24年度の介護保険の予算につきましては、第5期の計画の初年度の予算となっております。予算につきましては、歳入歳出ともに2.5%前年度比アップの6億3,360万1,000円を計上しております。

170ページをお開きになっていただきたいと思います。

歳入では、第1号被保険者から納めていただく介護保険料に1億1,581万円を計上いたしました。

また、款の5 県支出金の項の2 財政安定化基金支出金に291万4,000円を見込んでおります。

款の7 繰入金の支払準備基金からの繰り入れを、943万7,000円を計上いたしました。

174ページをお開きになっていただきたいと思います。

歳出予算の事項別明細書でございます。

2 款の保険給付費として 5 億 9,331 万 1,000 円を計上いたしまして、前年度比 4.2 % のアップとなっております。

主なものは 182 ページの居宅介護サービス費の 2 億 6,214 万 8,000 円、183 ページの施設介護のサービス給付費 1 億 8,797 万 9,000 円でございます。

また、193 ページからの 5 款の地域支援事業費は、要介護認定で自立と判断された方や、地域の高齢者を対象に介護予防のためのサービスを提供する事業費として、2,730 万円を計上いたしました。

よろしく願いいたします。

議長（神通川清一君） それでは、議案第 28 号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

上条浩堂議員。

10 番（上条浩堂君） 10 番、上条です。

195 ページをお願いします。

介護予防ケアマネジメント事業の 2 項目め、節の 3 職員手当の項目ですけれども、この金額が、説明の金額のちょうど半分になっているのは何かわけがあるのか、ご説明をお願いいたします。

議長（神通川清一君） 小野保健福祉課長。

保健福祉課長（小野勝憲君） 3 の職員手当の部分でしょうか。

財政の方から示された数字ですので、特に意図はありません。

議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

総務課考査役（住吉 誠君） 今回、介護保険の特別会計の関係なのですけれども、23 年度については職員 1 名分の人件費でしたけれども、24 年度から事務量的にとりか、実際いろいろ考えまして、職員 2 名分ということでございまして、195 ページとその前のページですか、193 ページの方に職員の 1 名分、それから 195 ページの方に職員の人件費 1 名分ということで、合計 2 名分の人件費を 24 年度においては計上ということでございますので、この合計が最終的な給与費明細書の方の合計数値になってくるということでございますので、そんなことでございます。

議長（神通川清一君） 上条浩堂議員。

10 番（上条浩堂君） ちょっと質問の意図が違っていたかもしれませんが、申しわけないです。

この職員手当の説明の一番右側の合計を足しますと、約 600 万になるはずですが、金

額が300万のところに計上してあるので、そのことをお聞きしています。

議長（神通川清一君） 住吉総務課考査役。

総務課考査役（住吉 誠君） 3番の節、職員手当等のところですが、番号、説明欄のところにご覧いただきたいのですが、020とその下に040、この合計が300万3,000円になるかと思えます。020の明細としまして、その下に5行ですか、5行の合計が231万1,000円ということですので、010から016については、020の一般職手当の中身の明細ということですので。

以上です。

10番（上条浩堂君） 了解しました。済みません。

議長（神通川清一君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第29号

議長（神通川清一君） 日程第39、議案第29号「平成24年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 議案第29号「平成24年度山形村清水高原簡易水道特別会計予算」の提案説明を申し上げたいと思います。

歳入歳出の予算総額を1,250万円とするものでございます。

予算の主な内容でございますが、歳入では、水道使用料で550万9,000円、繰入金で648万8,000円を計上いたしました。

歳出では、経営管理費で540万1,000円、公債費で698万7,000円を計上いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） それでは、「平成24年度清水高原簡易水道予算」の補

足を申し上げます。

予算書は、203ページからでございます。

歳入歳出予算の総額につきましては、前年度当初予算に比較しまして120万円増の1,250万円といたしてございます。

208ページの歳入をご覧いただきたいと思います。

1款1項1目の使用料は、スカイランドきよみずの水道使用料増を見込み、前年度比較いたしまして13万2,000円増の550万9,000円を計上してございます。

次に、中段の2款繰入金、1目一般会計からの繰入金につきましては、修繕費に係る繰入金の増を見込みまして、646万8,000円を計上してございます。

次に、歳出でございます。210ページをご覧いただきたいと思います。

下段の1款経営管理費、1目浄水及び給水施設管理費は11の需用費の中の060修繕料で漏水修理や残量塩素計等の修繕費を前年より多く見込みまして、施設管理費全体では前年比116万9,000円増の449万1,000円といたしてございます。

次に、211ページ、一番上段でございます。この会計の歳出の56%を占めます2款公債費は、前年と同額の698万7,000円を計上してございます。

次に、212ページには、この会計の起債残高調書を載せてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

議長（神通川清一君） それでは、議案第29号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） 7番、竹野です。

今、一般会計からの繰入金、前年度というか、もう大分増えていますね。率にすれば、2割近く増えているのかな。これ、さっきから、今の説明では修繕費が増えたからというふうなことなのだけれども、これはいわゆるルール分と何か、それ以外の分も含まれているということですか。

議長（神通川清一君） 中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） 一般会計からの繰入金でございますが、例年と同じように繰り出し基準がございまして、高料金対策分、それから償還の2分の1、これに先ほど若干申し上げましたが、修繕料分も加えて、修繕料が少し多いかなということもございまして、前年よりここが増えているかというふうに思います。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野園磨議員。

7番（竹野園磨君） 償還金については、去年と同じだよ。だから、その入り口というのからいくと、それはもう変わらない。それで、修繕料みたいなものは、足りない分は一般会計から繰り入れができるということですか。それとも、足りないから一般会計から繰り入れるという、そういうことですね。そこをちょっと教えて。

議長（神通川清一君） 住吉考査役。

総務課考査役（住吉 誠君） 24年度の当初予算の予算編成の中で、清水高原の簡易水道関係なのですけれども、1,250万円ということで予算金額から見ますと、全体から見て非常に小さいわけなのですけれども、このごろ事故等がないものでいいのですけれども、もしある程度事故が起きた場合、すぐもう何十万円、何百万円ということになると思います。

ずっと、ルール分というような格好で一般会計から繰り出していたのですけれども、やはり今後もし事故があった場合、流用等とかいろいろな面から考えて、ちょっとすぐにはちょっと対応できないような事故が発生した場合に困るということを考えて中で、基準外ということで、修繕料分についてはとりあえず一般会計の方から繰り出して、修繕等に備えたいというような考え方で、今回ルール分以外というようなことで、一応一般会計から清水高原の簡易水道の方へ繰り出すというような格好で予算措置をさせていただいております。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第30号

議長（神通川清一君） 日程第40、議案第30号「平成24年度山形村公共下水道事業特別会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

(村長 清沢實視君 登壇)

村長(清沢實視君) それでは、議案第 3 0 号「平成 2 4 年度山形村公共下水道事業特別会計予算」の提案説明を申し上げたいと思います。

村の下水道事業は、平成 8 年の供用開始以来 1 7 年目を迎え、人口増加などに伴いまして年々処理水量も増えてきておりますが、引き続き、適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

歳入歳出予算の総額は、4 億 1,100 万円といたしました。

予算の主な内容でございますが、歳入では分担金で 882 万 1,000 円、下水道使用料で 1 億 4,810 万 7,000 円、国庫支出金 390 万円、繰入金 2 億 4,500 万 1,000 円を計上しております。

歳出では、下水道費 1 億 795 万 8,000 円、公債費 3 億 154 万 2,000 円を計上いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(神通川清一君) 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中村農林建設課長。

農林建設課長(中村俊春君) それでは、議案第 3 0 号「平成 2 4 年度山形村公共下水道事業特別会計予算」につきまして補足説明を申し上げます。

村の下水道事業につきましては、快適な生活排水と環境改善を目指しまして、先ほど村長が申しましたように、平成 8 年に供用開始して以来、本年度で 1 7 年目を迎えます。

現在、村の下水道でございますが、ほぼ集落につきましてはカバーしておりますし、水洗化率も現在 9 3 . 7 % というふうなことになっております。

こうした中で、下水道事業は整備促進の時代から、持続的な管理経営の時代を迎えました。このことから、県の社会資本整備計画等に基づきまして、村といたしましても国の社会資本整備交付金を活用いたしまして、本年度から 3 カ年かけまして、下水道施設の長寿命化計画の策定をすることとなりました。

予算書は、2 1 3 ページからでございます。

予算の総額につきましては、前年度当初予算と比較し、微増の 4 億 1,100 万円といたしております。

歳入歳出の重立った点のみ申し上げます。

歳入、218、219ページをご覧いただきたいと思います。

まず、一番上段の1款1目の下水道分担金につきましては、前年度と同額の新規加入を当初では25件を見込みました。

中段の、2款1目下水道使用料現年度分につきましては、昨今の節水型トイレの普及等によりまして、下水道の使用も伸びが少なくなってきておりますので、使用料につきましては前年度より微減でございますけれども、1億4,720万7,000円を計上してございます。

次に、219ページ、上段でございます。

一番上段の3款国庫支出金、先ほども説明しましたが、長寿命計画の計画策定ということの中で、社会資本整備交付金を経費の2分の1ということになっておりまして、盛ったわけでございます。

中段の4款1目一般会計繰入金につきましては、前年度より500万円少ない2億4,500万円といたしました。

次に、歳出でございます。221ページをご覧いただきたいと思います。

1款1目建設費の中に、先ほどからも申し上げてございますが、下水道施設長寿命化計画策定委託料といたしまして780万円を計上してございます。2分の1が、国からの補助というふうになっております。

続きまして、2目の管理費でございますが、総トータルでは前年比776万5,000円の減となっております。要因でございますが、23年度職員1名分の給与を下水道で見ていたわけでございますが、24年度につきましては、給与費を見ていないというのが大きな要因でございます。

次に、223ページ、下段でございます。

2款の公債費でございます。元金と利子を合わせまして3億154万円と、前年と同額でございます。公債費につきましては、依然としてこの会計の歳出全体の73.3%と、非常に大きなウエートを占めております。225ページには、この起債の残高調書を示してございます。まだ、35億円ほどの起債残高が残っているということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（神通川清一君） それでは、議案第30号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園磨議員。

7番（竹野園麿君） 7番、竹野です。

今、最後に説明された225ページですが、大体これ計算すればわかるのだけれども、今現在、全体平均の利息、利率はどのくらいになりますか。

議長（神通川清一君） 農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） ちょっと手元に私、今資料を持っていないものですから、財政の。

ほとんどが、政府資金が27億円、それから公営企業金融公庫の資金が12億8,000万円くらいですので、いずれにいたしましても政府資金等々でございますので、金利は通常の金融機関よりはずっと低いということは言えると。ちょっとはっきりした利率については、今手元に資料を持っておりませんので、後で申し上げたいというふうに思います。

会計財政当局、わかりました。

議長（神通川清一君） 竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） あれだよ、225ページの一番右下の35億円だね。35億6,000万円で利息の9,300万円、割ってみれば、割ればいいんですね。全体の平均は、それで出るのではないかな、違うかな。それは別に違うか、それではだめかどうかをお聞きします。

議長（神通川清一君） 住吉考査役。

総務課考査役（住吉 誠君） 225ページの関係なのですけれども、これについてはあくまで元金ということでございまして、利子というのは年度年度ごとによって違ってきます。

先ほど利率の関係ですけれども、ずっと建設工事をやっていたときに、恐らく毎年借りておりますので、年度年度の利子は多分毎回違うと思いますので、それについてまた特会の方の担当課の方から報告させたいと思いますけれども、あくまでこれ元金と予算書の利子については、ちょっと年度年度によって増減がありますので、一致するということはちょっと難しいかと思えます。

議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案第31号

議長（神通川清一君） 次に、日程第41、議案第31号「平成24年度山形村水道事業会計予算」について議題とします。

村長の提案説明を求めます。

清沢村長。

（村長 清沢實視君 登壇）

村長（清沢實視君） 議案第31号「平成24年度山形村水道事業会計予算」の提案説明を申し上げたいと思います。

平成24年度の水道事業の業務予定量は、給水戸数2,860戸、年間総給水量で99万2,800立方メートルを予定しております。

3条の収益的収支予算では、収入で水道事業収益を2億275万円、支出では水道事業費用を1億9,917万5,000円と見込みまして、差し引き357万5,000円の利益を見込んだところでございます。

4条の資本的収支予算では、収入では負担金436万7,000円を見込みました。支出では建設改良費で1,953万6,000円、企業債償還金で6,169万3,000円の合計8,122万9,000円を計上いたしました。

資本的収入額が資本的支出に対しまして不足する額7,682万2,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金で同額を補てんしようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（神通川清一君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

中村農林建設課長。

農林建設課長（中村俊春君） それでは、議案第31号につきまして補足を申し上げます。

予算書は、227ページからでございます。

まず、予算書の229ページ、3条予算について申し上げたいと思います。

3条予算の収益的予算の、収入でございますが、1款水道事業収益は前年対比85万円減の2億275万円といたしてございます。減の要因でございますが、下水道の方もそうなのですが、世帯はこのところ増えておりまして、基本的な利用料金は伸びが見込めますが、節水型トイレの普及あるいは現在の経済情勢等も勘案する中で、超

過料金の伸びがなかなか見込めないということもございまして、前年度比より少し減の水道料金を計上してございます。

次に、230ページの歳出でございます。

一番上段の1款水道事業費用は、前年比1,377万5,000円増の1億9,917万5,000円を予定額といたしました。増の中身でございますが、1目13の委託料、震災等もこのところございまして、少し前倒ししまして、唐沢浄水施設の耐震診断業務を実施することといたしまして、この予算、費用といたしまして664万6,000円計上したところでございます。

また、同じ目の中の23の受水費、これは松塩水道用水からの受水費でございますが、今後10年間、24年から10年間にわたりまして受水単価が若干引き下がるといこともございまして、前年よりここは減になっております。

次に、232ページ、4目総務費でございますが、その中に25負担金、庁舎の施設使用料負担金として新たに12万円盛り込んでございます。これは、過日監査委員さんから等のご指摘もございまして、庁内で、水道会計で施設を、西のところでございますが、庁舎を水道会計で使用しているというようなこともございまして、若干でございますけれども、一般会計への負担金、一般施設、一般庁舎の使用負担ということで盛り込んだところでございます。

また、7目水源対策といたしまして、昨年は補正でお認めいただきましたが、松塩水道用水南西ルートの水管橋の耐震工事を松本市さんで行っていただいております、受水量に応じて負担ということになっておりまして、706万4,000円を計上したところでございます。

次に、234ページ、4条の資本的予算でございます。

1款の資本的収入、1目の他会計負担金につきましては、消火栓並びに水路改修に伴います一般会計からの負担金でございます。

支出では、1款資本的支出の中の1項建設改良費、1目配水設備費の中に、配水管の老朽化等に伴います布設替え費用といたしまして、合計で1,588万7,000円を計上してございます。

240ページには23年度の水道事業の予定損益計算書、241ページには平成23年度の予定の貸借対照表、242ページには24年度の水道事業会計の予定貸借対照表、243ページには資金計画書を載せてございます。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（神通川清一君） それでは、議案第31号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

竹野園麿議員。

7番（竹野園麿君） 7番、竹野です。

さっき、下水もそうだったのだけれども、一番この会計、あるいは事業の運営の基本となる収入、いわゆる使用料だね。これは、傾向として24年からこれ減っていくということかな、そういうふうな見込みだと。

そうすると、やっぱり基本的にはそれに見合うというか、該当する歳出もそういった方向へ向けていかなければならないだろうと思うのだけれども、これで、この会計の予算書でいくと、それは営業費用ということになるのかどうか、そういう中で今後の見通しを立てた中で、その収入に見合う歳出のいわゆる切り詰めというか、そういうこともやっていかななくては行けないだろうというふうに思うのだけれども、その辺どうですか。

議長（神通川清一君） 中村課長。

農林建設課長（中村俊春君） 料金につきましては、一応3年ごとの見直しということでございまして、見直しが平成24年、今年ですかね、見直しの年かというふうに思います。

水道も、先ほども言いましたように、第5次拡張、松塩水道用水を受水してからは、ここ二、三千万円、毎年余剰金が出るような形になってきております。

ご承知、若干、先ほども言いましたように、水道使用料の伸びが見込めないというふうなこともございまして、使用料金減ということでございます。

そこら辺につきましては、今後のいろいろな計画等も見の中で、当然使用料に、収益に見合った歳出ということは、していかなければいけないかと思えますし、それから先ほど言いましたように、唐沢浄水池、これが非常にもう30年以上となっているということで、地震等もございまして、今年、ちょっと前倒しで耐震化ということでございます。

そうなりますと、また診断結果にもよりますけれども、いろいろな施設を見直して、そういった施設の修繕なり、改修等もしていかなければいけないということになりますので、できるだけ余剰金を増やしていくようなふうにはしていかなければいけないかと思えます。

それと、下水料金との兼ね合いもございます。昔は、山形の水道料、全県下、全国でも高い方というランクになってきていましたが、今はまだまだちょっと高い方のランクですけれども、トップよりは下がっています。

今度、下水道料金との兼ね合いもございますが、下水道料金につきましては、県下の平均レベルより若干低いか、平均レベルというようなことでございますので、こういった経済情勢の中では、ご家庭にご負担もかけられないということもございまして、そこら辺は下水道料金と上水道料金のバランスも見ながら、やっていかなければいけないとはいうふうに思っております。

いずれにしても、歳出につきましてもできるだけ抑えるというか、必要最小限のことをやっていかなければいけないかと思っておりますけれども、長期計画を立てる中で、料金等につきましても、検討してまいらなければいけないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（神通川清一君） 竹野議員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（神通川清一君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終了します。

議案の委員会付託

議長（神通川清一君） 日程第42、議案の委員会付託について議題とします。

本日提出されました議案第2号から議案第31号については、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（神通川清一君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（神通川清一君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し、散会とします。

（午後 2時13分）